

国税庁レポート 2019



国税庁

納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」です。この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

国税庁は昭和24年に創設され、今年で70周年を迎えました。その間、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、特に近年、経済社会のICT化・グローバル化には目覚ましいものがあります。

こうした変化の激しい時代に、引き続き国税庁がその使命を果たしていくため、平成29年6月には、概ね10年後をイメージした指針として、「税務行政の将来像」を公表いたしました。

現在、その実現に向けて業務改革やインフラ整備に本格的に着手するなど、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページなどを通じて提供していくほか、ICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

本年1月から個人納税者の方の所得税の申告について、スマートフォン等専用画面を利用したe-Taxが可能となりました。これについては、令和2年1月以降、利用可能な手続を拡大する予定であり、引き続き納税者の皆様の利便性向上に努めてまいります。

また、本年10月には、消費税率の引上げとそれに伴う軽減税率制度の実施が予定されています。事業者の方々の準備が円滑に進み制度が早期に定着するよう、周知・広報や相談対応等に、しっかりと取り組んでまいります。

マイナンバー制度については、政府全体として、マイナンバーカードの普及やマイナンバー及び法人番号の利活用の促進策について検討が進められています。

国税庁では、このような状況を踏まえながら、マイナンバー制度を活用した行政事務の効率化を進めるとともに、例えば、納税者の方が年末調整・確定申告手続に必要な情報を、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力できる仕組みの構築を進めております。

これから順次、納税者の皆様がマイナンバーカードを使って便利なサービスを利用できるようにインフラ整備を進めてまいります。是非、マイナンバーカードや法人番号をご活用ください。

国税庁は、大口・悪質な事案には、納税者の権利・利益の保護を図りつつ、組織的に厳正な対応を行うなど適正・公平な課税・徴収の実現へ向けて取り組んでいます。

また、税務コンプライアンスの向上を促す取組として、例えば、暗号資産(仮想通貨)の取引がある方など新たな経済取引を行う方に対し、所得の計算方法や申告上の留意点について周知・広報を行うとともに、大企業に対しては、申告水準の維持・向上のため、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる取組を推進しています。

多国籍企業への課税や国境を越える資産の移転等に関する課税・徴収は国際的に大きな課題となっています。

このため国税庁は、情報収集・活用の強化や外国当局との協調等に取り組むとともに、執行体制の整備・拡充を図り、積極的に調査等を行っております。

これまで以上に、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為等に適切に対処してまいります。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような取組を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えております。

この国税庁レポートは、統計資料のほか、図や写真などを交えながら、納税者の皆様に国税庁の1年間の活動やその年のトピックスを分かりやすくお知らせしています。

国税庁ホームページや報道発表などに加え、この「国税庁レポート2019」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

令和元年 6月

国税庁長官 藤井健志

CONTENTS

納税者の皆様へ

1

I 国税庁について

5

1 国税庁の任務と使命	5	(6) 政策評価と税務行政の改善	8
2 税務行政の運営の考え方	7	コラム1 「税務行政の将来像へスマート化を目指して～」	8
(1) 納税者サービスの充実	7	3 国税組織の概要	9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実	7	(1) 国の収入と税	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済	7	(2) 国税庁の予算と定員	9
(4) 酒税行政の適正な運営	7	(3) 国税組織の機構	10
(5) 税理士業務の適正な運営の確保	8		

II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

11

1 情報提供等	11	5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組	23
(1) ホームページによる情報提供	11	(1) マイナンバー制度の概要	23
(2) 租税教育	13	(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応	23
(3) 講演会	14	(3) 法人番号の付番機関としての対応	25
(4) 説明会	14	6 手続オンライン化・業務改革(BPR)の推進	26
(5) 事前照会	15	7 適正な源泉徴収制度の運営	28
(6) 税務相談	15	8 改正消費税法への対応	28
2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)	17	(1) 消費税の軽減税率制度	28
コラム2 e-Taxの利便性向上を図ります	18	(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組	30
コラム3 大法人はe-Taxによる申告が必要となります	19	コラム4 新しい事業承継税制への対応	31
3 確定申告	20	コラム5 国際観光旅客税	32
(1) ICTを利用した申告の推進	20	9 関係民間団体との協調	33
(2) 多様な納税者ニーズへの対応	21		
4 納付手段の多様化	22		

III 適正・公平な課税・徴収

34

1 適正・公平な課税の推進	34	(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	42
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項	34	3 国際的な取引への対応	43
コラム6 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動 への的確な対応	36	(1) 背景	43
(2) 調査以外の手法の活用	36	コラム8 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況	44
(3) 資料情報	37	(2) 情報リソースの充実	45
(4) 査察	38	(3) 調査マンパワーの充実	49
コラム7 査察制度70年の歩み	39	(4) グローバルネットワークの強化	49
2 確実な税金の納付	40	(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	52
(1) 自主納付態勢の確立	40	4 各国税務当局との協力	53
(2) 滞納の整理促進への取組	40	(1) 開発途上国に対する技術協力	53
(3) 集中電話催告センター室	41	コラム9 OECDアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカ デミーの開講	55
(4) インターネット公売	42	(2) 国際会議への参加	55

IV 権利救済

56

- | | | | |
|------------|----|---------------------------|----|
| (1) 再調査の請求 | 57 | (4) 権利救済の状況 | 58 |
| (2) 審査請求 | 57 | コラム10 国税不服審判所は設立50周年を迎えます | 59 |
| (3) 訴訟 | 57 | | |

V 酒類行政

60

- | | | | |
|-----------------|----|--------------------|----|
| 1 酒類業界の状況 | 60 | コラム11 地理的表示制度の活用促進 | 63 |
| (1) 国内市場の状況 | 60 | コラム12 ワインの表示ルール | 64 |
| (2) 日本産酒類の輸出の状況 | 61 | (3) 技術支援 | 64 |
| 2 国税庁の取組 | 61 | (4) 中小企業対策 | 65 |
| (1) 海外需要の開拓 | 61 | (5) 沖縄振興 | 65 |
| (2) ブランド化の推進 | 63 | (6) 酒類の公正な取引環境の整備 | 65 |
| | | (7) 社会的要請への対応 | 65 |

VI 税理士業務の適正な運営の確保

67

- | | | | |
|---------------|----|----------------------|----|
| 1 税理士の業務と役割 | 67 | (2) e-Taxの利用促進 | 68 |
| 2 税理士会等との連絡協調 | 67 | 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施 | 68 |
| (1) 書面添付制度の推進 | 67 | | |

VII 政策評価の実施

69

VIII 資料編

71

- | | | | |
|-----------|----|--------|----|
| ○ 租税収入・予算 | 71 | ○ 滞納状況 | 73 |
| ○ 申告・課税状況 | 71 | ○ 査察 | 73 |
| ○ 調査状況 | 72 | ○ 権利救済 | 74 |
| ○ 国際課税 | 73 | ○ 税務相談 | 74 |

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁は、昭和24年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています。



国税庁

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性を配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- イ 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ロ 納税者からの問合せや相談に対して、迅速かつ確に対応する。
- ハ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- イ 適正・公平な課税を実現するため、
 - (イ) 関係法令を適正に適用する。
 - (ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ロ 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行動規範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- イ 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ロ 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ハ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ニ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ホ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- イ 納税者に対して誠実に対応する。
- ロ 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ハ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今後の取組

- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような任務と使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のよう
な取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICT（Information and Communication Technology）を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組めます。

(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組めます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組めます。

(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組めます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その状況が良好で一定の条件を満たした大企業については次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類業の事業所管官庁として、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興のための取組を強化していきます。

- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示（GI）の普及拡大等によるブランド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や酒類の安全性の確保等に取り組めます。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、酒類の取引状況等実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応え、20歳未満の者への酒類販売の禁止や酒類容器の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の周知・啓発を行います。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 政策評価と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

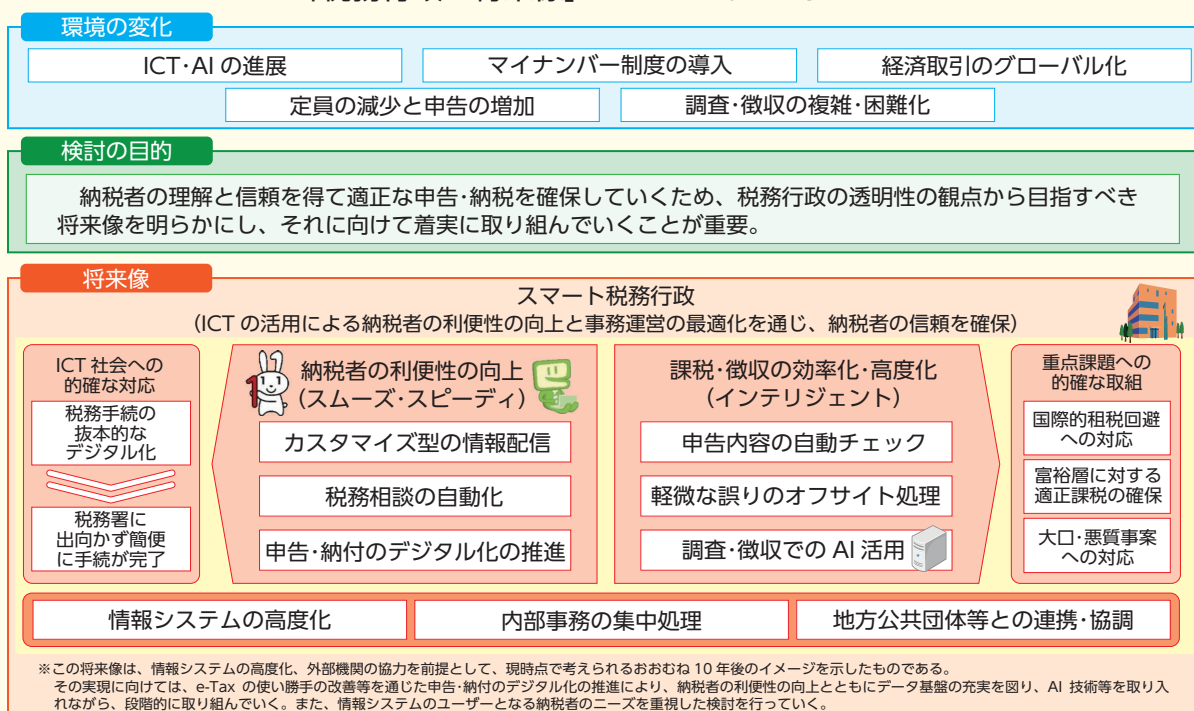
コラム1 「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」

国税庁では、今後とも納税者の皆様の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けて着実に取り組んでいくことが重要との考えの下、平成29年6月に、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」を公表いたしました。

平成30年6月には、「将来像」の公表から約1年が経過したことを踏まえ、それまでの間に具体的に実現した取組などを、「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況」として公表いたしました。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syourai-zou/index.htm>)をご覧ください。

「税務行政の将来像」～スマート化を目指して～



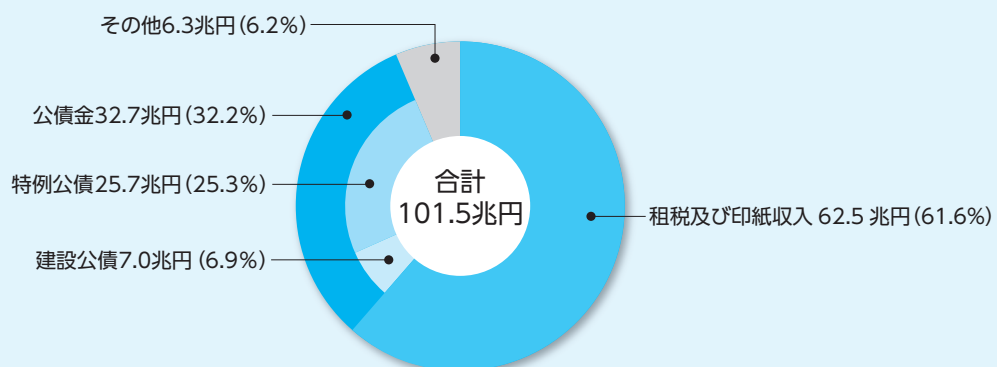
3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

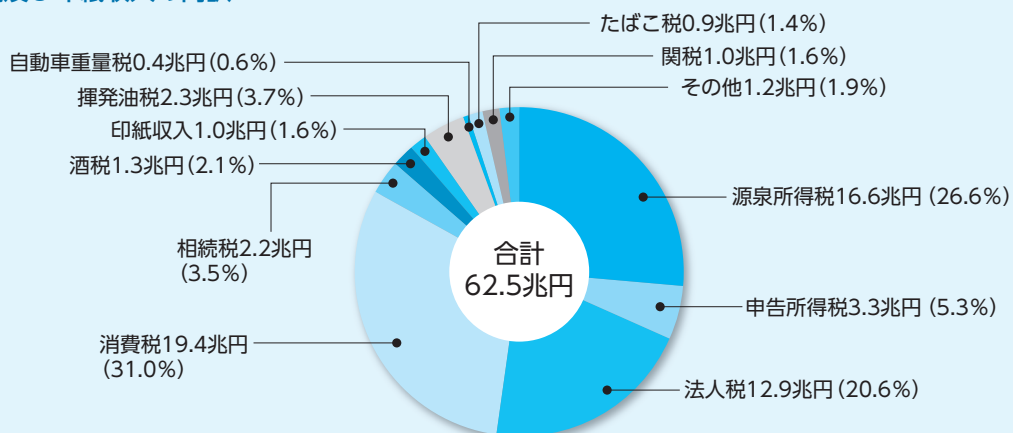
令和元年度の国の収入（一般会計歳入（当初予算））は年間101兆4,571億円です。そのうち62兆4,950億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。

■ 国の収入（令和元年度一般会計歳入（当初予算））



<租税及び印紙収入の内訳>



※1 令和元年度一般会計歳入には、臨時・特別の措置を含みます。

※2 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならぬ借金です。

※3 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

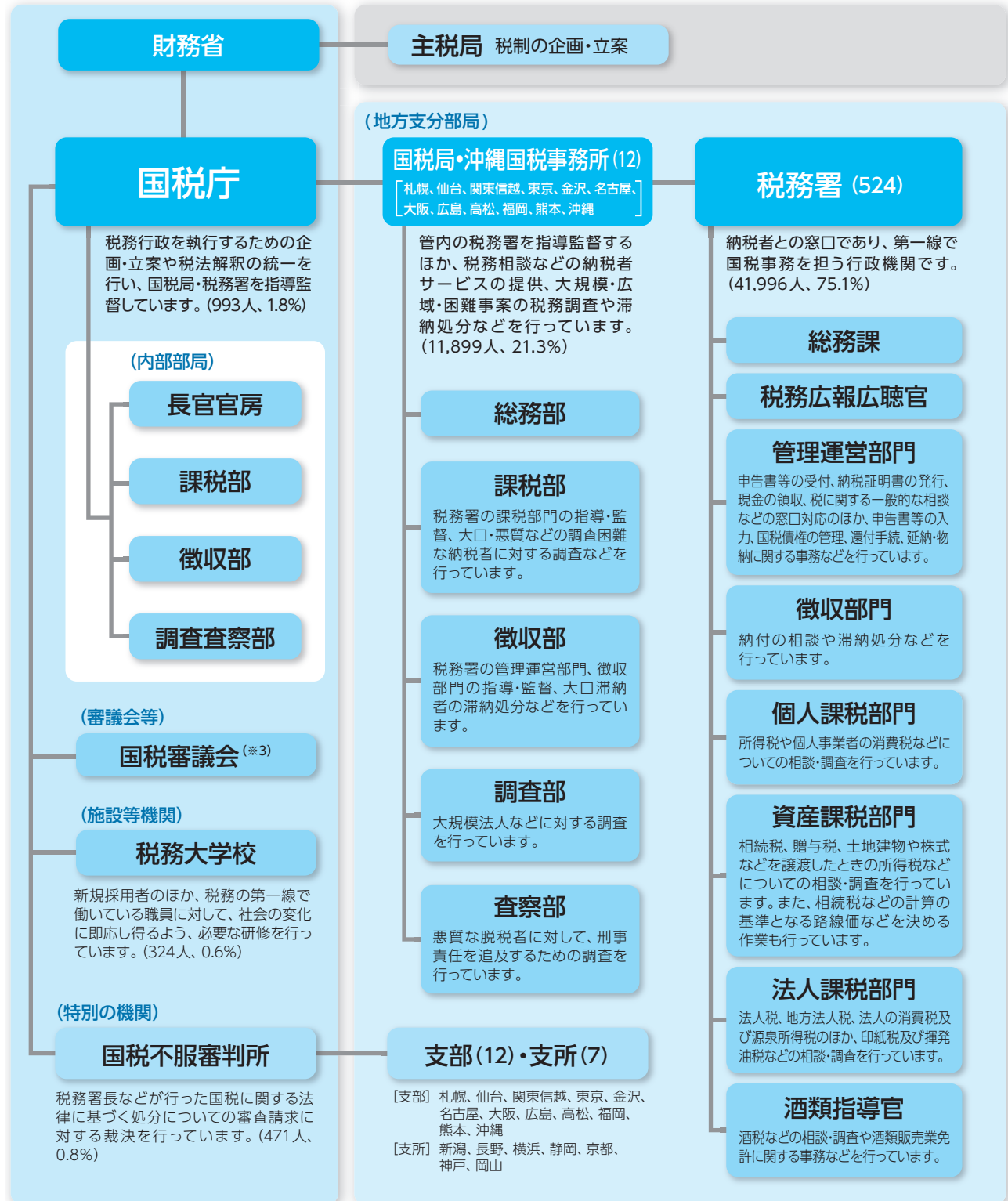
(2) 国税庁の予算と定員

令和元年度の国税庁関係当初予算額は7,059億円で、人件費は5,568億円、一般経費は1,491億円です。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い増加し、平成9年度に平成元年度以降のピークを迎え5万7,202人となりましたが、令和元年度は5万5,903人となっています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。(※1、2)



※1 各部署の人数、%は、令和元年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税庁の定員55,903人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に設置したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています(平成30年度アクセス件数3億3,283万件)。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠と考えています。

(1) ホームページによる情報提供

～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めるとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、高齢者や視覚に障害のある方の利便性にも配慮しています。

また、閲覧端末の画面サイズに合わせて、自動的に表示を調整する機能(レスポンシブWebデザイン)により、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけます。

なお、携帯電話からは、国税庁ホームページ携帯等版(<https://www.nta.go.jp/m>)をご覧になれます。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和元年5月現在のものです。



1 サイト内検索

国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ

高齢者や視覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション

各種情報への入口となる案内表示

4 緊急のお知らせ

災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 新着情報

新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示

6 月間アクセスランキング

アクセス件数の多いページをランキング形式で表示

7 分野別メニュー

アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示

8 税務署を検索

郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 SNS等

国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示

10 バナー

時節に応じて発信するコンテンツをバナー形式で表示

11 サイトマップ

国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県などに設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

また、学習指導要領の改正、主権者教育の重要性の高まりなど、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者等のニーズを的確に把握した上で、関係機関と連携を図り、児童・生徒等が主体的・対話的に考察し、深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。なお、児童・生徒等が自ら租税の意義や役割を学習できるよう国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/>)を設けています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景

税の学習コーナー

税の学習についてのアンケートにご協力をお願いします

入門編 (小学生向け) 発展編 (中学生向け) 応用編 (高校生向け) 実践編 (高校生以上向け)

租税教育用教材
○ 租税教育の事例集
○ 小学生用教材及び講師用マニュアル
○ 中学生用教材及び講師用マニュアル
○ 高校生用教材及び講師用マニュアル

税の作文
○ 平成30年度 中学生の「税についての作文」各大臣賞・国税庁長官賞受賞者発表
○ 平成30年度「税に関する高校生の作文」国税庁長官賞受賞者発表
○ 税の作文 (中学生・高校生)

ビデオライブラリー
○ ビデオ (アニメ)
○ Web-TAX-TV (インターネット番組)

ゲーム・クイズ
○ みんなで話し合おう! (大阪国税局のページへ移動します)
○ 財務省キッズコーナー (ファイナンスランド: 財務省のページへ移動します)
○ Zaiの税金クイズ (メンテナス中)

絵本・かみしばい
○ みんなの学校が帰ってきた (大阪国税局のページへ移動します)
○ ダナの森ものがたり (大阪国税局のページへ移動します)

Q&A (よくある質問)
○ Q&A (よくある質問)

税の学習コーナートップページ (令和元年5月現在)

■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成29年度	平成30年度
職員	9,075人	9,203人
職員以外	31,788人	34,133人
合計	40,863人	43,336人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	平成29年度	平成30年度
高校生	218,208編	219,163編
中学生	616,072編	593,795編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナー (<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>) をご覧ください。



租税史料室

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

申告納税制度の下、自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることによる納税に対する納得感の醸成に向けた、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 講演会の開催回数

	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	1,690 回	1,993 回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成 28 事務年度	平成 29 事務年度
開催回数	23,058 回	25,939 回
参加人員	1,062 千人	1,105 千人

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(5) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、取引前又は申告前の照会(事前照会)に応じ回答しています。このうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm>)において公表しています。

また、文書回答のほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となるものについても、質疑応答事例として国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm>)に掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成 29 年度	平成 30 年度
受付件数	133 件	133 件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成 29 年度末	平成 30 年度末
掲載件数	1,928 件	1,953 件

(6) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

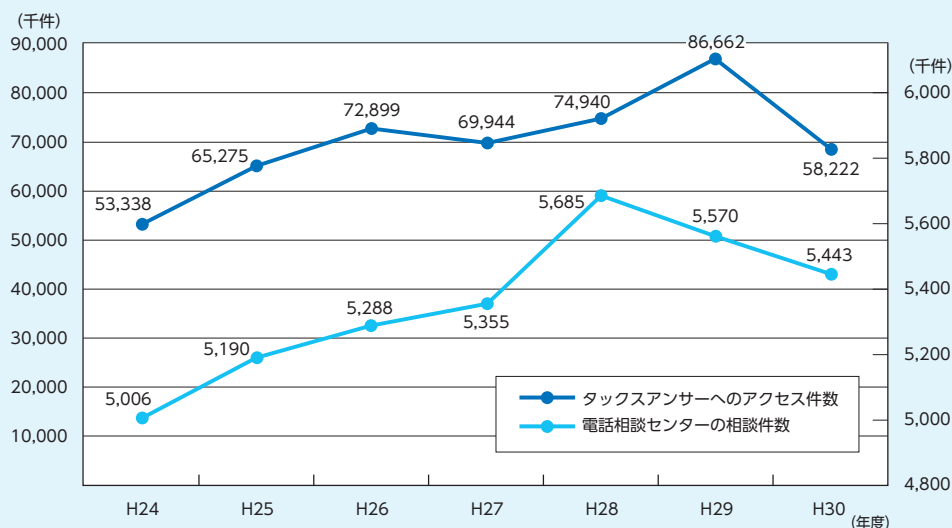
国税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)にて情報提供を行っています(携帯等版でも提供しています。)



電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前に予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

被災した納税者等への対応

平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた地域のうち対象地域について、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

その後、各地域の被災後の状況などを踏まえ、順次、期限延長措置を終了しましたが、申告・納付等を行うことが困難な方については、申請により、更なる期限延長を行うこととし、被害を受けられた方の個々の実情を踏まえながら、丁寧な対応に努めています。

また、先の東日本大震災により避難されている方が最寄りの税務署で適切に相談できる体制を整備するなど、災害により被害を受けられた方への対応に当たっては、引き続き、被害を受けられた方の状況や心情に十分配慮し、制度の周知や照会、相談等の対応に努めています。

災害により被害を受けた場合の主な制度等

- 申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予することができます。
- 所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも、減額又は徴収猶予を受けることができます。
- 住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税法の雑損控除又は災害減免法の税金の軽減免税により所得税を軽減することができます。

災害に関する税制上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税制上の措置(手続)等については、災害発生後速やかに、国税庁ホームページやTwitter等を通じて周知・広報を行っています。

なお、手続の詳細やその他の災害に関する税制上の措置については、国税庁ホームページの「災害関連情報」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>)をご覧ください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙 刊行物等 法令等 お知らせ 国税庁等について

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 災害関連情報

災害関連情報

災害により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
このページは、災害に関する申告・納付等に係る手続や個別の災害関連情報を掲載しております。
ご覧になりたい項目をクリックすると、該当の箇所に移動します。

最新のお知らせ 災害により被害を受けたとき 個別の災害に関するお知らせ

最新のお知らせ

- ▶ 平成30年北海道胆振東部地震に関するお知らせ(平成30年12月12日)
- ▶ 平成30年7月豪雨に関するお知らせ(平成30年10月26日)
- ▶ 平成30年台風第21号により被害を受けられた皆様方へ(平成30年9月6日)

税の情報・手続・用紙

- ▶ 税について調べる
 - ・ 所得税(確定申告書等作成コーナー)
 - ・ タックスアンサー(よくある税の質問)
 - ・ 税の相談
 - ・ 税目別情報
 - ・ 路線価図・評価倍率表
 - ・ 災害関連情報
 - ・ 国際税務関係情報
 - ・ 税についての上手な調べ方
- ▶ 申告手続・用紙
- ▶ 納税・納税証明書手続
- ▶ 税理士に関する情報
- ▶ お酒に関する情報

災害関連情報(令和元年5月現在)

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの普及・添付書類も含めた電子化に向け、各種施策を強力に推進 ～

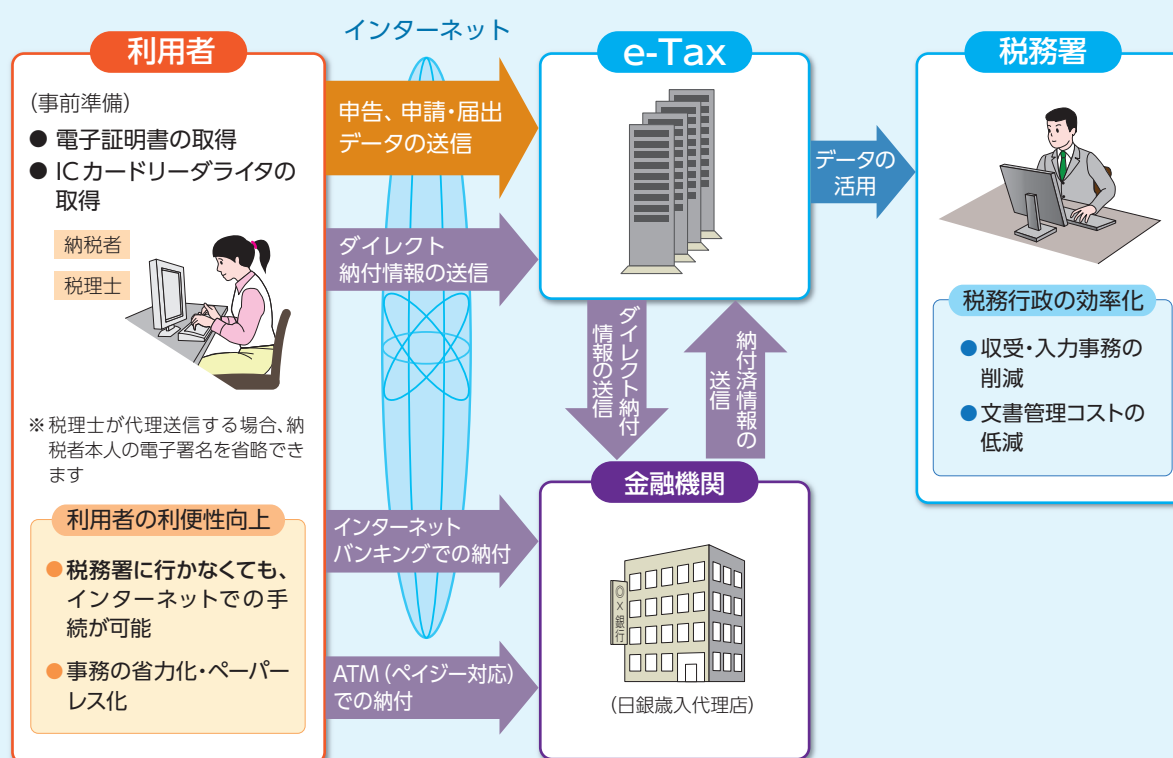
e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができます。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）¹対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、①事務の省力化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。

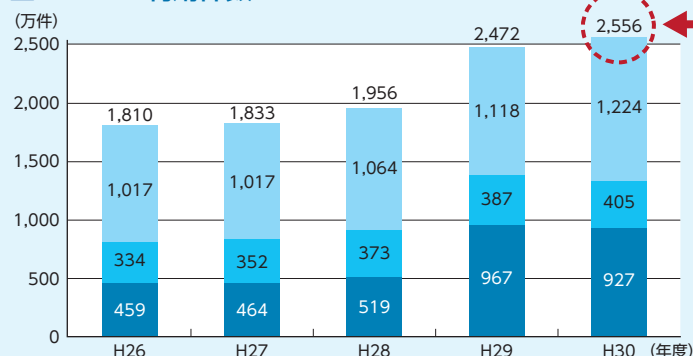
このため、国税庁では、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めることとしています。

■ e-Taxの概要



¹ 「ペイジー（Pay-easy）」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

■ e-Taxの利用件数



e-Taxの利用件数は着実に増加

■ 公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続 (2手続) ※1

■ 上記以外の国税申告手続 (4手続) ※2

■ 申請・届出等手続 (9手続) ※3

※1 所得税申告及び消費税申告 (個人) の2手続をいいます。

※2 法人税申告、消費税申告 (法人)、酒税申告及び印紙税申告の4手続をいいます。

※3 給与所得の源泉徴収票等 (及び同合計表) (6手続)、利子等の支払調書 (及び同合計表)、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始 (変更等) 届出の9手続をいいます。

コラム2 e-Taxの利便性向上を図ります

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策の導入・準備を行っています。

1 個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化【平成31年1月実施】

(1) マイナンバーカードによるe-Tax利用 (マイナンバーカード方式)

マイナンバーカードを用いてマイナポータル¹経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用ができるようになりました。

(2) ID及びパスワードによるe-Tax利用 (ID・パスワード方式)

マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて発行されたe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになりました。

(3) スマートフォン対応

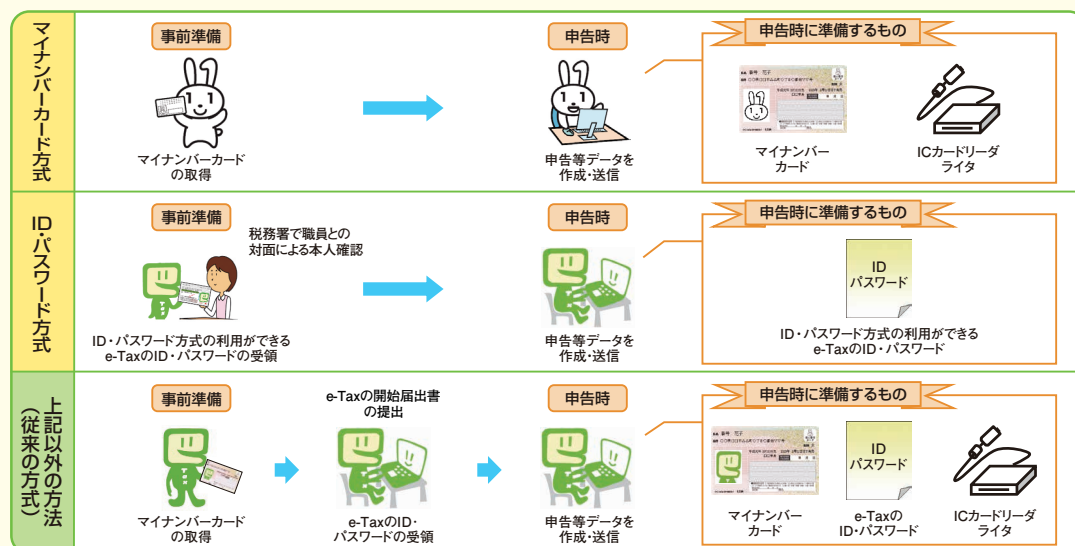
年末調整の給与所得者の方で、医療費控除や寄附金控除の適用を受ける方について、確定申告書等作成コーナーで、スマートフォンなどに最適化された専用の画面を利用して所得税の確定申告書が作成できるようになりました。

作成した申告書は、ID・パスワード方式によりe-Tax送信ができます。また、令和2年1月以降、ID・パスワード方式に加えて、マイナンバーカード方式によるe-Tax送信を可能とする予定です (※)。

(※) マイナンバーカード対応のスマートフォンに限りです。マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、地方公共団体情報システム機構の「公的個人認証サービスポータルサイト」 (<https://www.jpki.go.jp>) をご確認ください。

なお、スマートフォン専用画面については、ご利用いただける対象を給与が複数ある方や公的年金などの雑所得がある方などに拡大する予定です。

～ 平成31年1月以降の個人納税者に係るe-Tax利用のイメージ ～



1 マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのことです。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

2 法人納税者のe-Tax利用の利便性向上

法人納税者に対しては、「大法人の電子申告義務化」(コラム3参照)に併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めます。

(1) 提出情報のスリム化【平成30年4月実施】

確定申告書に添付することとされている土地収用に関する証明書などの第三者作成書類について、添付することに代えて保存することにより制度の適用を認めることになりました。

(2) データ形式の柔軟化【令和元年5月以降順次実施】

別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書及び財務諸表について、CSV形式による提出を可能とします。

(3) 提出方法の拡充【令和2年4月実施予定】

光ディスクによる添付書類の提出を可能とします。

(4) 提出先の一元化(ワンスオンリー化)【令和2年4月実施予定】

法人税申告においてe-Taxにより財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とします。

(5) 認証手続の簡便化【平成30年4月実施】

e-Taxを利用して申告手続を行う際、法人の代表者から委任を受けた者(法人の役員及び職員に限ります。)の電子署名及び電子証明書を送信する場合には、代表者の電子署名などの送信が不要となりました。

※各項目の詳細は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

3 e-Tax受付時間の更なる拡大【平成31年1月実施】

e-Tax受付時間について、確定申告時期は全日24時間とし、確定申告時期以外は平日24時間とするとともに、毎月最終土曜日及び翌日の日曜日も受付を実施するなど、更なる拡大を実施しました。

4 e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月実施】

e-Taxの送信容量について、送信1回当たり、申告書については現状の2倍(20MB)、添付書類については現状の約5倍(8MB)に拡大しました。

5 相続税申告手続のe-Tax対応【令和元年10月以降実施予定】

相続税申告書について、e-Taxでの提出を可能とします。

6 電子的控除証明書などを活用した申告手続の簡素化【平成30年1月以降実施】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを改修し、所得税の生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除及び医療費控除の適用を受ける場合に、確定申告書をe-Taxにより提出する際、保険会社から提供された控除証明書などの電子データを添付書類として確定申告書データとともに送信することが可能となりました。

コラム3 大法人はe-Taxによる申告が必要となります

経済社会のICT化などを踏まえ、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を推進する観点から、令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、資本金又は出資金の額が1億円超などの要件に該当する大法人(内国法人に限ります。)の確定申告書については、勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、電子的に提出することが義務付けられました。

なお、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備も併せて行います(大法人以外の法人の皆様も利用可能です。)

■ 制度の概要

1 対象税目・手続

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 大法人とは

- 事業年度開始時における資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- 相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体

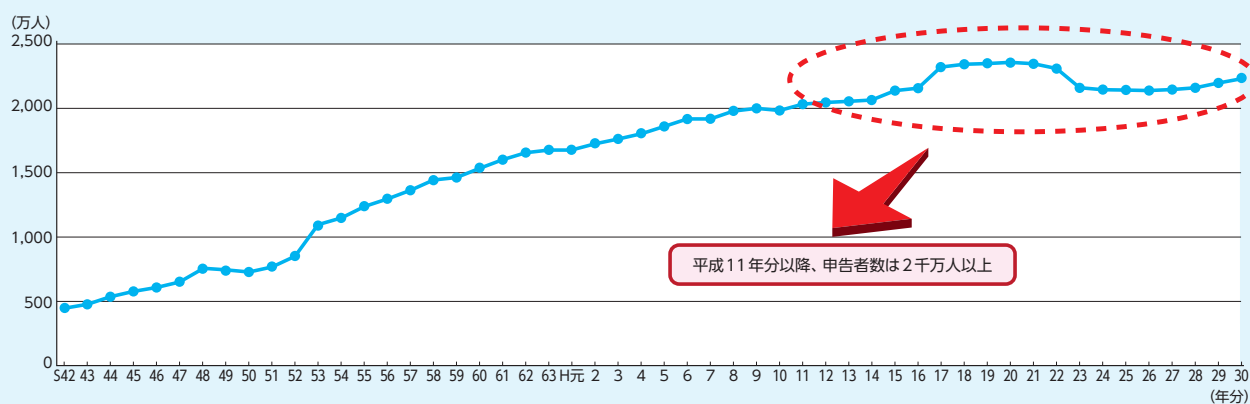
※ 具体的な内容は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,222万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、多額の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成30年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告を行った方は2,222万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,306万人を超え、半数以上を占めています。

■ 所得税の申告者数の推移



納税者の多様なニーズに対応するために様々なサービスを提供
→ 簡単・便利な申告手続の実現に向けた取組を実践

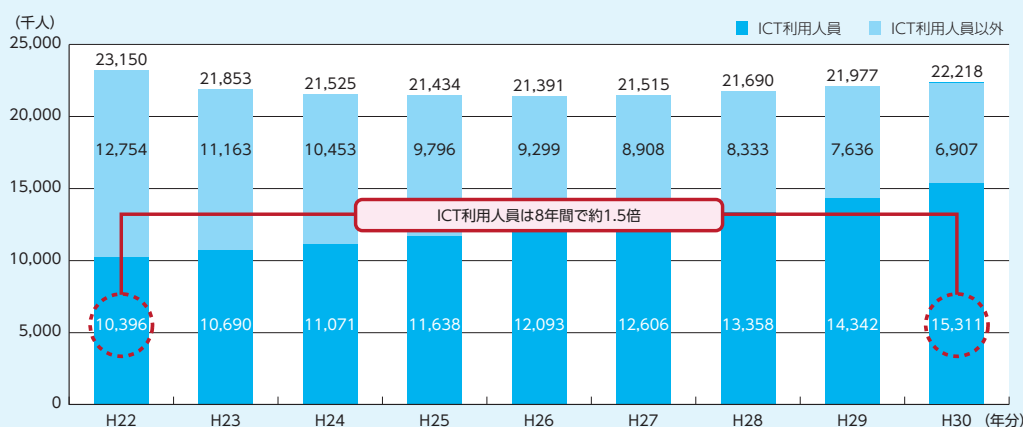
(1) ICTを利用した申告の推進

～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用したご自宅等からの申告を推進しています。

※ 税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

■ ICTを利用した所得税申告書の提出人員



Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

～「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができます。

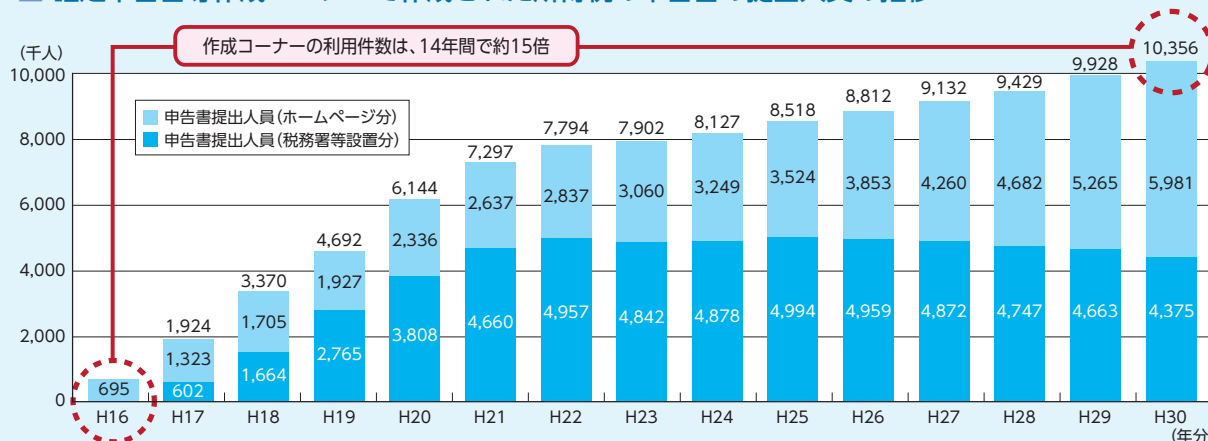
また、作成した申告データはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成30年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税等の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて1,036万件と、全提出人員の約47%を占めています。

なお、当コーナーで作成された1,036万件のうち、約37万件がスマートフォンで作成されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。

税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。

平成15年分以前の申告書提出人員は未把握です。

平成19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成30年分の確定申告期においては、平成31年2月24日と3月3日に実施し、29万件の所得税の確定申告書の提出がありました。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面においては、所得税の申告をした場合、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

さらに、執行面においては、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、積極的にICT化を推進することにより、国及び地方公共団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

4 納付手段の多様化

～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、クレジットカード納付といったキャッシュレスにより納付する方法やコンビニ納付といった多様な納付手段を導入しています。また、平成31年1月からはQRコードを利用したコンビニ納付を利用可能とするなど、納税者サービスの向上を図っています。

さらに、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税も利用できます。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成31年3月末現在、425の金融機関で利用可能となっています。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税

ペイジー（Pay-easy）に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税が可能です。インターネットバンキングなどを利用した電子納税を行うためには、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

クレジットカード納付

クレジットカード納付は、パソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して、専用のWeb画面（国税クレジットカードお支払サイト）において、必要な情報を入力することにより、納付できる手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者に負担いただくこととなります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

コンビニ納付

ご自宅等で納付に必要な情報をQRコードとして出力し、コンビニエンスストアのキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることで、レジでの納付ができます。

また、所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局・税務署が発行するバーコード付納付書でも納付ができます。

なお、コンビニ納付で納付可能な金額は30万円以下となります。

（注）「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

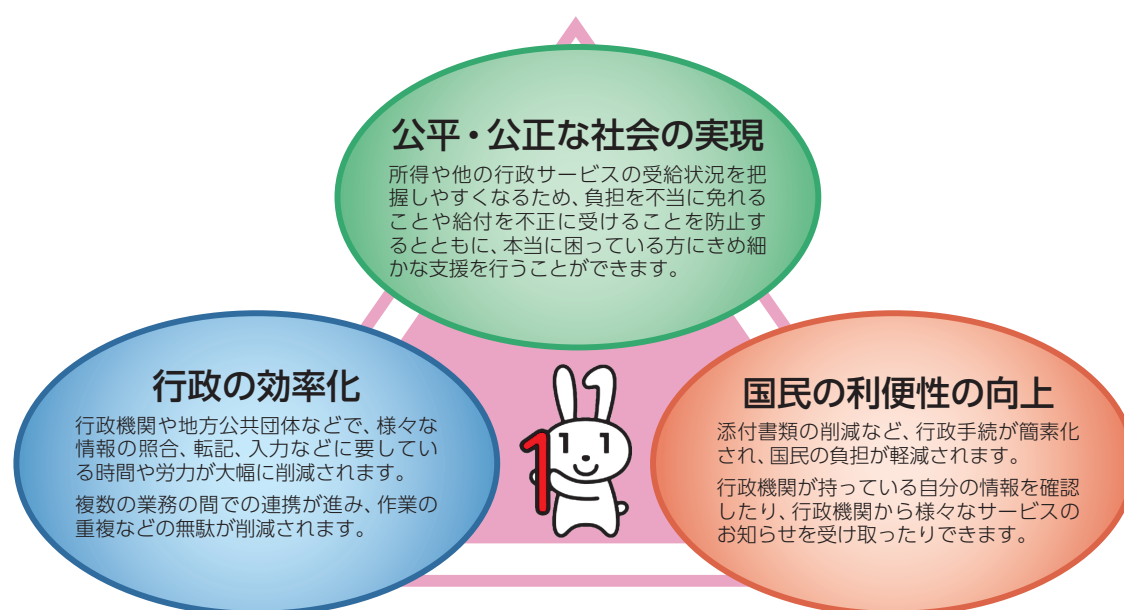
Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー(個人番号)及び法人番号の利活用機関となっています。



(出典：内閣府ホームページ(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html>))

イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用 ～

税務署等に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、平成28年分以降の住宅ローン控除などの申告手続きにおける住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税の申告をe-Taxで送信された皆さまには、平成31年1月から、各行政機関の情報が一元的に閲覧可能なマイナポータル¹の「お知らせ」に、e-Taxのメッセージボックスの情報などを格納しています。

また、マイナポータルを通じて一括入手した控除証明書などのデータを確定申告書等作成コーナーに取り込み、自動入力することによって、より簡便に申告ができる仕組みの構築に向けて関係先機関と連携して検討を進めています。^(※)

※ 国税庁において開発を進めている「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年末調整手続において、従業員が保険会社などから電磁的に交付された控除証明書などを用いて簡便・正確に控除申告書を作成し雇用者に電磁的に提出することを支援するソフトウェア)についても、同様の仕組みが利用できるよう検討を進めています。

～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書などの書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。

～ 周知・広報の実施 ～

国税庁では、マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイトを設けてFAQなどを掲載しているほか、関係民間団体や業界団体などに対する説明会などの実施、関係府省と連携して新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- 内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)**
平日9時30分～20時(土日祝日17時30分)(年末年始を除きます。)
※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。

国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

- 国税庁「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>
- 国税庁「国税庁法人番号公表サイト」ホームページ
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- 法人番号の指定、通知書の発送及び国税庁法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せ
国税庁法人番号管理室 **0120-053-161 (無料)**
平日8時45分～18時(土日祝日・年末年始を除きます。)

¹ マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのことです。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(3) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務 ～

国税庁は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所等の開設届出書などを提出することとされている団体に対して、法務省から提供される登記情報又は税務署に提出された届出書などに基づいて法人番号を指定し、通知しています。

また、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報（(i) 商号又は名称、(ii) 本店又は主たる事務所の所在地及び (iii) 法人番号）を、「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)において公表しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件に当てはまれば、国税庁長官に届け出ることで番号指定を受けることが可能です。

～ 法人番号の利活用推進 ～

法人番号は、利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されることが重要であるため、関係府省と連携を図り、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。

～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API¹ 機能を提供しています。

平成30年4月からは、デジタル化・ネットワーク化が進展している中、法人が活用しやすくなるよう、商号又は名称のフリガナの公表を開始しました。

また、平成30年度には、提供データの信頼性向上のため、登記上の本店所在地が区画整理などで既に廃止されており、現在では存在しない住所表記となっていることが確認できた法人を検索対象から除外する機能などを追加しました。

～ 法人番号の国際的な利活用推進に向けた取組 ～

イ 国際標準規格に基づく発番機関登録

国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構 (ISO) に登録し、「発番機関コード」を取得しています。

発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、国際的な流通（電子商取引など）においても唯一無二性をもつ無償の企業コードとして、法人番号を利用することができます。

ロ 国税庁法人番号公表サイト（英語版）の開設

経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、平成29年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>)を開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

¹ Web-API (Application Programming Interface) とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インターフェースをいいます。

6 手続オンライン化・業務改革(BPR)¹の推進

～ デジタル・ガバメントの実現に向けて ～

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした状況の下、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指す「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)などを踏まえ、国税総合管理(KSK)システムやe-Taxなどの情報システムについて、令和3年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めていきます。

また、同計画の重点分野の一つである電子行政分野を深掘りし、詳細化した「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月デジタル・ガバメント閣僚会議決定)などの各種計画を踏まえ、添付書類を含めた各税務手続のオンライン化や添付書類の撤廃を含めた業務改革(BPR)を徹底するとともに、「企業が行う従業員の社会保険・税手続」や「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化等²についても、政府全体の取組方針に沿って関係府省の一つとしてその実現に向けた具体的な検討を進めていきます。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的に行うなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)³を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001⁴に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

1 「業務改革(BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、「BPR」とは、Business Process Reengineeringの略です。

2 「企業が行う従業員の社会保険・税手続」のオンライン・ワンストップ化とは、マイナポータルを通じて、これまで行政機関ごとに提出が必要だった従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う企業(雇用主)が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を図る取組です。将来的には、企業がクラウドサービスを活用して行政機関に対する各種情報の提出を可能とする仕組みの構築を目指すこととされています。
「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化とは、法人設立の際に利用者が、マイナポータルを活用して、これまで行政機関ごとに提出が必要だった各種手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの実現を目指す取組のことです。

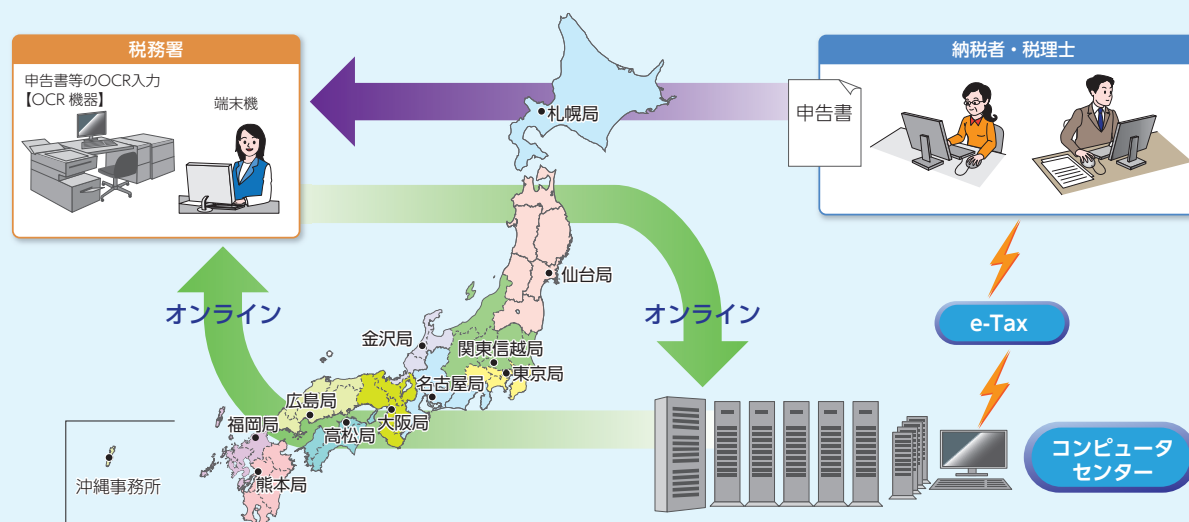
3 「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

4 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

国税総合管理 (KSK) システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、個人情報をはじめ納税者の情報は厳格に管理する必要があり、それらの情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 改正消費税法への対応

(1) 消費税の軽減税率制度

～ 軽減税率制度の周知・広報の実施 ～

イ 軽減税率制度の概要

消費税の「軽減税率制度」は、消費税率の引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、令和元年10月1日から実施されます。

■ 税率及び対象品目

消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率対象品目	①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

■ 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

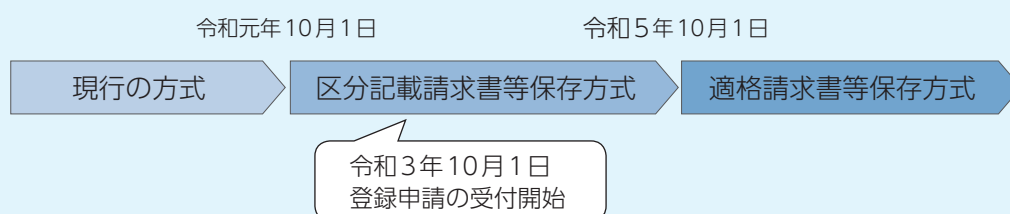


Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

□ 帳簿及び請求書等の記載と保存

- (イ) 軽減税率の対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。
- (ロ) 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等(「区分記載請求書等」といいます。)の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。
- (ハ) 令和5年10月からは、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書」¹などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式)。

■ 仕入税額控除の方式の変更スケジュール



■ 帳簿及び請求書等の記載事項

記載項目		適用期間	～令和元年 9月30日	令和元年 10月1日～	令和5年 10月1日～
請求書等	・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引金額 ・請求書受領者の氏名または名称		請求書等保存方式 (現行の方式)	区分記載請求書等 保存方式	適格請求書等 保存方式
	・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した税込対価の額				
	・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率				
帳簿	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引金額		請求書等保存方式 (現行の方式)	区分記載請求書等 保存方式	適格請求書等 保存方式
	・軽減税率の対象品目である旨				

¹ 「適格請求書」を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)のみです。登録申請の受付は、令和3年10月1日からとなります。

ハ 軽減税率制度の周知・広報

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となりますが、このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、以下のような制度の広報や相談への対応に取り組んでいます。

- 軽減税率の適用対象品目などについて、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aを公表・改定
- 全国各地で事業者向けの軽減税率制度説明会を開催
- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）を開設
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除きます。）
- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での軽減税率制度に関する相談への対応
- 国税庁ホームページに軽減税率制度の特集ページを開設
※国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)をご覧ください。
- 国税庁ホームページに軽減税率制度の概要を説明した動画を公開（Web-TAX-TV）

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

～ 消費税の転嫁に関する相談への対応や酒類業者に対する指導などの実施 ～

消費税転嫁対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

そのため、国税庁においては、次のような取組により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

- 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集の公表
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での価格表示（総額表示義務の特例）、消費税の転嫁に関する相談への対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に対する指導など
 - ・ 特措法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言
 - ・ 転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合における、速やかな調査の実施

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

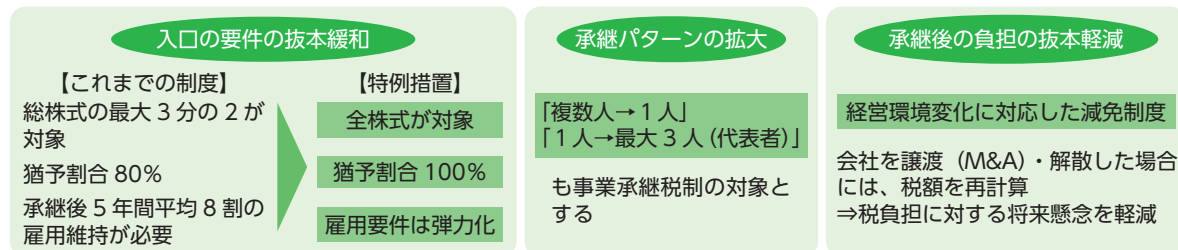
コラム4 新しい事業承継税制への対応

1 改正の概要

事業承継税制は、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から贈与又は相続により取得した場合には、一定の条件の下、贈与税又は相続税の納税が猶予される制度です。

平成30年度税制改正では、中小企業の経営者の高齢化が進展^(参考)する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等がされた特例措置が創設されました。

【平成30年度税制改正の概要】

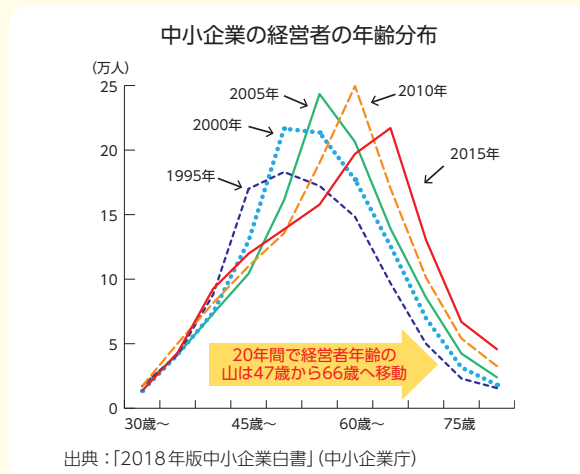


(出典) 財務省パンフレット「平成30年度税制改正」を加工して作成

(参考) 中小企業の経営者の高齢化

2018年の中小企業白書によると、経営者の高齢化が進展しており(右のグラフ参照)、今後10年間に平均引退年齢70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人に達する見込みで、このうち約半数の127万が後継者未定と考えられています。

この中には優れた経営資源を有する中小企業・小規模事業者が含まれており、そうした企業の世代交代を進めることは、単なる企業の後継ぎ問題ではなく、我が国経済にとって「待ったなしの課題」として対応が必要なものと捉えるべきであるとされています。



2 主な取組事項

事業承継税制は、上記(参考)のとおり、中小企業の経営者の高齢化が進展する中で社会的関心が高まっていることから、その改正内容のほか、制度の仕組みや申告手続について、納税者が正しく理解して申告・納付ができるよう、周知・広報などの各種の施策に取り組んでいます。

(1) 国税庁ホームページの充実

国税庁ホームページに事業承継税制の関連情報を集約した「事業承継税制特集」を開設しました。

具体的には、事業承継税制についてわかりやすく解説したパンフレットや質疑応答事例など納税者の参考となる情報を掲載しています。

(2) 各種説明会・研修会への講師派遣

事業承継税制について、国税局・税務署では、関係民間団体等が開催する説明会・研修会への講師派遣の依頼に積極的に対応しています。

新しい事業承継税制が施行された平成30年4月から12月までの間に、国税局、税務署から、400回以上の講師派遣を行っています。

コラム5 国際観光旅客税

1 制度の概要

平成30年度税制改正により「国際観光旅客税法」が創設され、平成31年1月7日から施行されています。

本税は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、出国1回につき1,000円の負担を求めるもので、その税収は、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の3つの分野に充当されます。

納税義務者は、航空機又は船舶により日本から出国する方（旅客）で、原則として、国際旅客運送事業を営む航空公司又は船舶会社による特別徴収方式により徴収・納付されますが、プライベートジェット等による出国の場合は、旅客自らが納付する必要があります。

2 主な取組

(1) 周知・広報の実施

旅客及び特別徴収義務者となる事業者の方が制度の仕組みや手続について正しく理解できるよう、国税庁ホームページに国際観光旅客税に関する法令解釈通達、Q&Aやリーフレットを掲載したほか、関係省庁や事業者団体などと協力して事業者向け説明会を実施するなど周知・広報に努めてきました。

(2) 相談体制の整備

一般的な相談については電話相談センターで受け付けていますが、特別徴収義務者となる事業者の方からの個別相談については、東京及び大阪国税局消費税課に集約して対応しています。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、税に関する情報が納税者の皆様に分かりやすく的確に伝わるよう、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

このように、関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,800の会があり、会員数は約59万人です（平成31年4月）。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ（<http://www.zenairobr.jp>）をご覧ください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。全国に法人会が481会あり、会員数は約77万社です（平成30年12月）。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組』及び「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ（<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>）をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に516団体があり、会員数は約9万2千人者です（平成30年4月）。各間税会では、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」（国税庁後援）の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ（<http://www.kanzeikai.jp>）をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約2万3,600組合があります（平成29年3月）。各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」（国税庁共催）の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ（<http://www.zennoren.jp>）をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約14万人社です（平成31年3月）。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ（<http://www.nouzeikyokai.or.jp>）をご覧ください。

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H28	H29
申告所得税		70	73
法人税		97	98
消費税		130	132
相続税		12	13

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H28	H29
申告所得税		819	947
法人税		1,732	1,948
消費税		1,030	1,021
相続税		716	783

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 租税条約に基づく自動的情報交換資料等を活用し、海外に秘匿していた預金に係る利子などの申告漏れを把握
- いわゆるタックスヘイブンに設立したペーパーカンパニーを介して取引を行い、税負担を軽減していた事実を把握

※ 上記の事例の詳細については、国税庁ホームページの「国際戦略トータルプランー国際課税の取組の現状と今後の方向ー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>)をご覧ください。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、その防止に努めています。

また、社会的に問題となっている金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

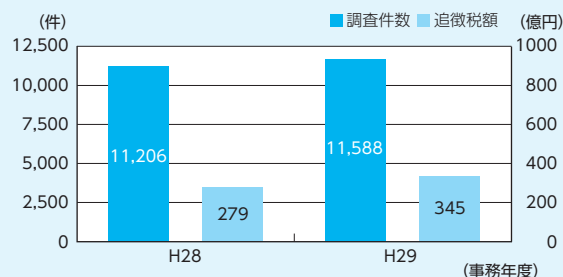
◎ 消費税の調査事例

- 虚偽の契約書を作成し、架空の課税仕入れを計上する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていた事実を把握
- ゲームアプリの配信を行っている国外事業者の消費税が無申告となっている事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



◎ 無申告の調査事例

- 会社員が自身のホームページに企業広告等を掲載することにより得ていた収入（アフェリエイト収入）に関して、給与とあわせて確定申告をする必要があったが、無申告だった事実を把握
- 多額の利益が生じていることを認識しながら、作成していた書類を意図的に破棄し、税務申告を不正に逃れていた事実を把握

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

コラム6 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応

近時、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がりを見せている中、国内のみならず、国際的にも、適正課税の確保に向けた取組や制度的対応の必要性が課題として共通認識されています。

国税庁としては、こうした分野に対する適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充しております。これにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行ってまいります。

今般、こうした取組を国税庁における重要課題の一つとして推進していくにあたり、その取組内容を公表することとしました。

本取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingueconomy_taio/pdf/01.pdf)をご覧ください。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページ等により周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実にに向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好等一定の場合には、次回の調査時期を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁においては、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組における判定項目別の評価結果などの詳しい内容は、国税庁ホームページ「税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)をご覧ください。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>）に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査に活用することにより、申告書誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」（平成29年6月）（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>）を公表し、移転価格税制に関する納税者の予測可能性及び行政の透明性の向上に努めています。

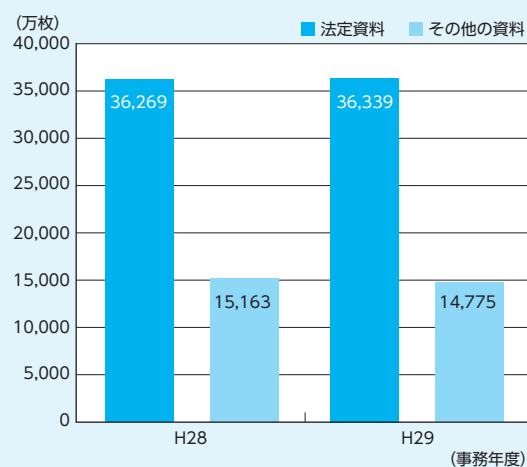
(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

特に、経済取引の国際化、ICT化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態を把握するため、海外投資や海外企業との取引に関する情報、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に取り組んでいるところです。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

平成30年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえ、消費税受還付事案、無申告脱税事案、国際事案、市場が拡大する分野における事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組み、多数の事案を告発しました。

特に、消費税受還付事案は、過去5年間で最も多い16件を告発しました。

◎ 平成30年度告発事例

免税店（輸出物品販売場）制度を悪用した不正受還付事案を告発

高額な腕時計の仕入れを装い架空仕入（課税取引）を計上するとともに、その仕入商品を輸出物品販売場の許可を受けた免税店で外国人旅行者に販売したように装い架空免税売上を計上する方法により、不正に消費税の還付を受けようとしていました。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成29年度	174件	163件	113件	13,509百万円 (10,001百万円)	83百万円 (89百万円)
平成30年度	166件	182件	121件	13,999百万円 (11,176百万円)	77百万円 (92百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成29年度	内5 143件	内5 143件	100.0%	内4 8人	62百万円	14.7月	15百万円
平成30年度	内5 122件	内5 122件	100.0%	内2 7人	61百万円	14.3月	14百万円

※1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 平成30年度に実刑判決が出された事例

最も重い実刑判決は、査察事件単独に係るもので懲役4年6月

美容関連製品の輸出版売会社が、架空の国内仕入（課税取引）及び架空の輸出売上（免税取引）を計上する方法により、不正に多額の消費税の還付を受けた査察事件で、同社の代表者に対し、懲役4年6月の実刑判決が出されました。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

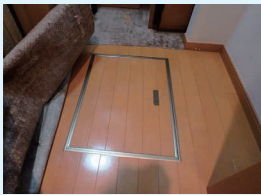
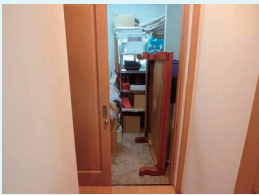
～ 脱税によって得た不正資金の留保状況 ～

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、その他に、有価証券、居宅、暗号資産（仮想通貨）、金地金、ブランド品の取得費用、親族や特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

また、不正資金の一部が、海外の預金口座で留保されていたほか、海外における投資、コンドミニアムの取得費用、遊興費（カジノ）などに充てられていた事例がありました。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅物置のカーペット下に隠された床下収納庫設置の金庫内で現金を発見



コラム7 査察制度70年の歩み

査察制度は、昭和23年7月に大蔵省（現、財務省）主税局と各財務局に査察部が設置されたことに始まり、平成30年7月に70周年を迎えました。

創設当初には、終戦直後のインフレに伴う利得者の所得捕捉に重点が置かれていましたが、その後の経済・社会の安定や制度についての様々な議論を経て、今日の「悪質な脱税者の摘発」という理念を確立し、わが国における申告納税制度の「最後の砦」として、その定着に大きな役割を果たしてきました。

この70年間は、その時々々の経済・社会状況の変化に的確に対応しながら、社会的波及効果の高い脱税事案の摘発に取り組んできました。

昨今の経済取引のICT化・国際化等に対応し、デジタルフォレンジック技術を活用したデータ解析、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に推進するなど、悪質な脱税者の摘発に努めています。

年月	事 績	年月	事 績
昭 23. 7	大蔵省主税局に査察部を新設 国税犯則取締法の改正 査察官500名でスタート	平元. 4	消費税法施行
24. 7	国税庁発足（査察課設置）	7	査察官の定員が1000名を超える
56. 5	脱税犯の罰則引き上げ （懲役上限3年→5年）	22. 6	脱税犯の罰則引き上げ （懲役上限5年→10年）
59. 7	女性査察官を任命	23. 8	故意の申告書不提出犯・消費税受還付未遂犯の創設
62. 2	映画「マルサの女」封切	30. 4	電磁的記録に係る調査手続を整備 （国税犯則取締法を国税通則法に編入）

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約64.8兆円(年度内収納割合は98.9%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成29年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約65兆5,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約64兆8,000億円となっており、その収納割合は98.9%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

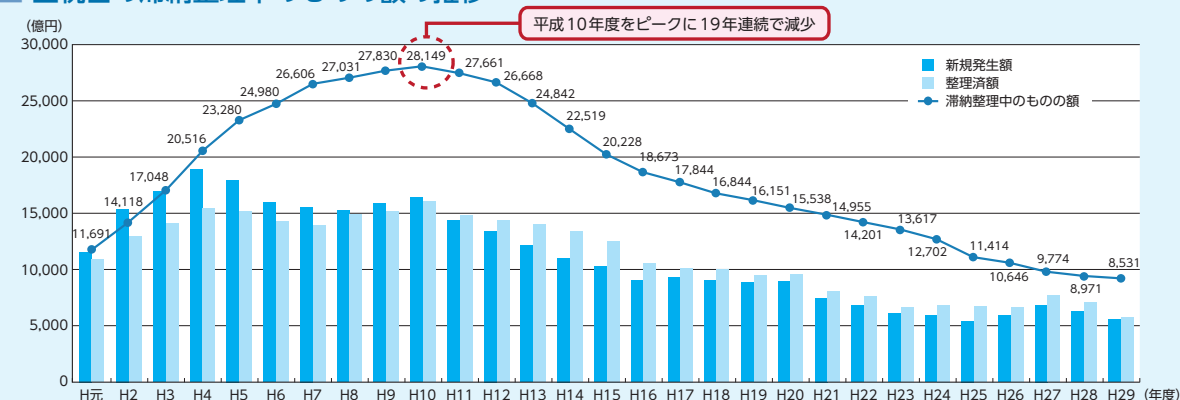
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の30.3%に ～

平成29年度末時点の滞納整理中のものの額は8,531億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約0.9兆円と依然として高水準

→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に納付した大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期かつ確実に徴収することが求められますが、滞納処分の執行による徴収は、滞納者の権利・利益に強い影響を及ぼすため、以下を基本方針として、滞納の整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まずは、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、滞納者の置かれている状況を踏まえ、納税の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置の適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、適正な納税義務の履行を確保する観点から、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

特に、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする極めて悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、厳正に対処しています。

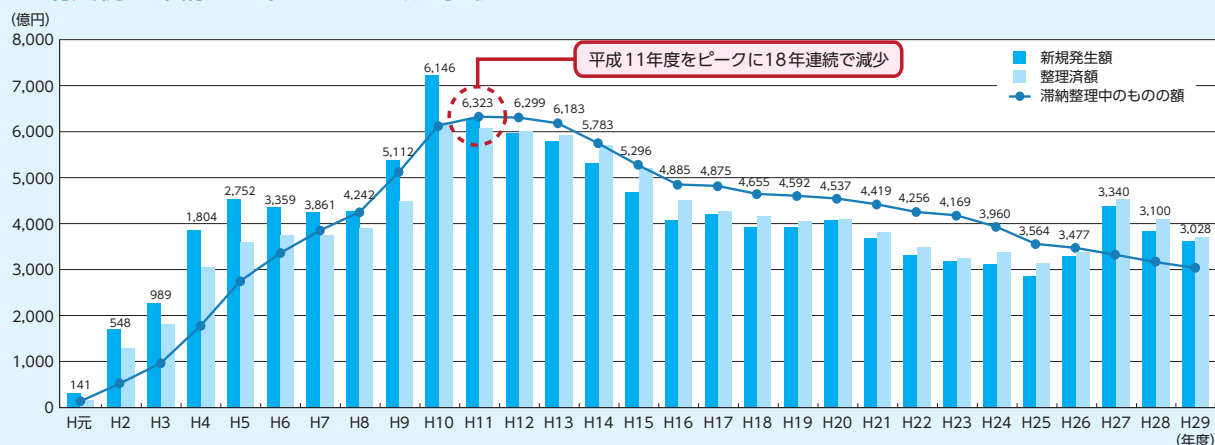
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

①複雑な取引や②財産の移転を偽装しているなどの処理困難事案の滞納整理については、相当の事務量や高度な徴収技法が必要なため、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税滞納を含む滞納事案については、新規発生時の早期着手を徹底するなど確実な処理を行い、その滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

(3) 集中電話催告センター室

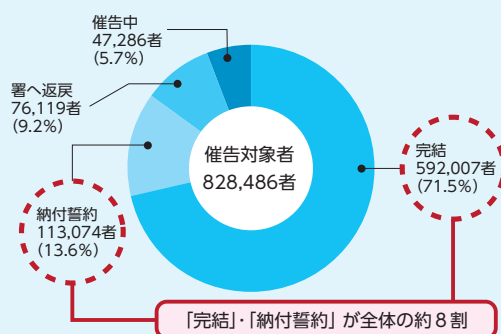
～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌し、システムを活用して、早期かつ集中的に電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月末までの 1 年間で、催告対象約 83 万者のうち、約 59 万者（71.5%）が完結し、約 11 万者（13.6%）が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月末までに電話催告の対象となった 828,486 者のうち、完結に至ったのは 592,007 者となっています。



「完結」・「納付誓約」が全体の約 8 割

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金が科されます。

2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する法律行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第 42 条、民法第 424 条参照）。

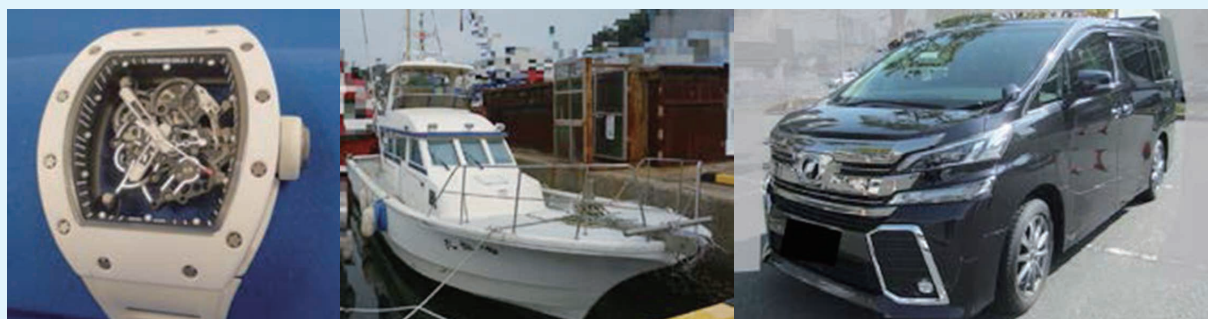
(4) インターネット公売

～ インターネット公売で約800物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成30年度は、6回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約4千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約800物件が売却され、その売却総額は約4億円となっています。

■ 過去にインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務を、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、年間約4,309万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

3 国際的な取引への対応

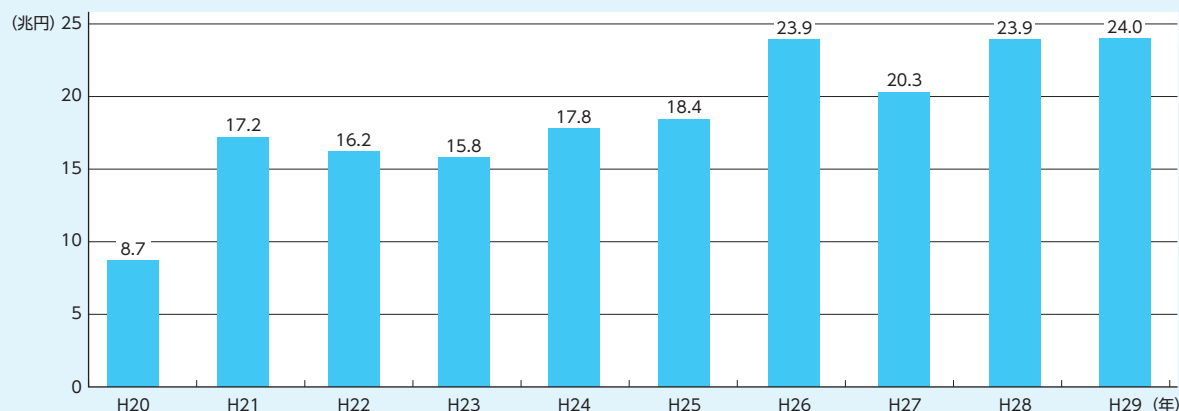
(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、いわゆる「パナマ文書」などの公開、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、OECD(経済協力開発機構)が策定した共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

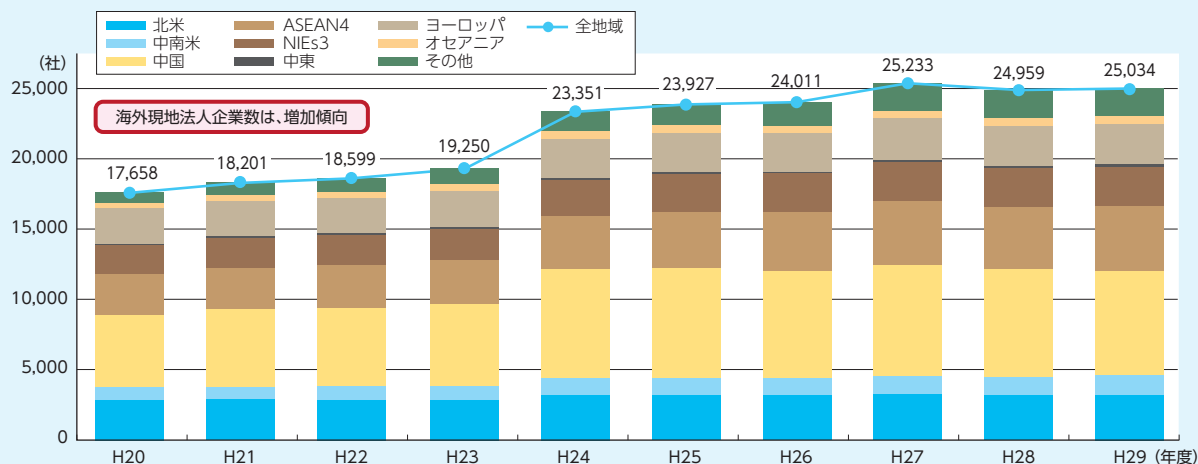
こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

■ 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額



※ 数値については、平成30年6月の速及改訂後のデータを掲載しています。
(出典：日本銀行「資金循環統計」)

■ 現地法人企業数の地域別推移



※ 1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示します。
※ 2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示します。
(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

コラム8 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けており、平成28年10月に、国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表しました。

「国際戦略トータルプラン」の公表後も引き続き、積極的に国際課税への取組を進めてまいりましたが、平成30年9月には、日本でもOECDが策定した共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換が開始されるなど、これまでと同様に、国民の関心は高い状況にあります。

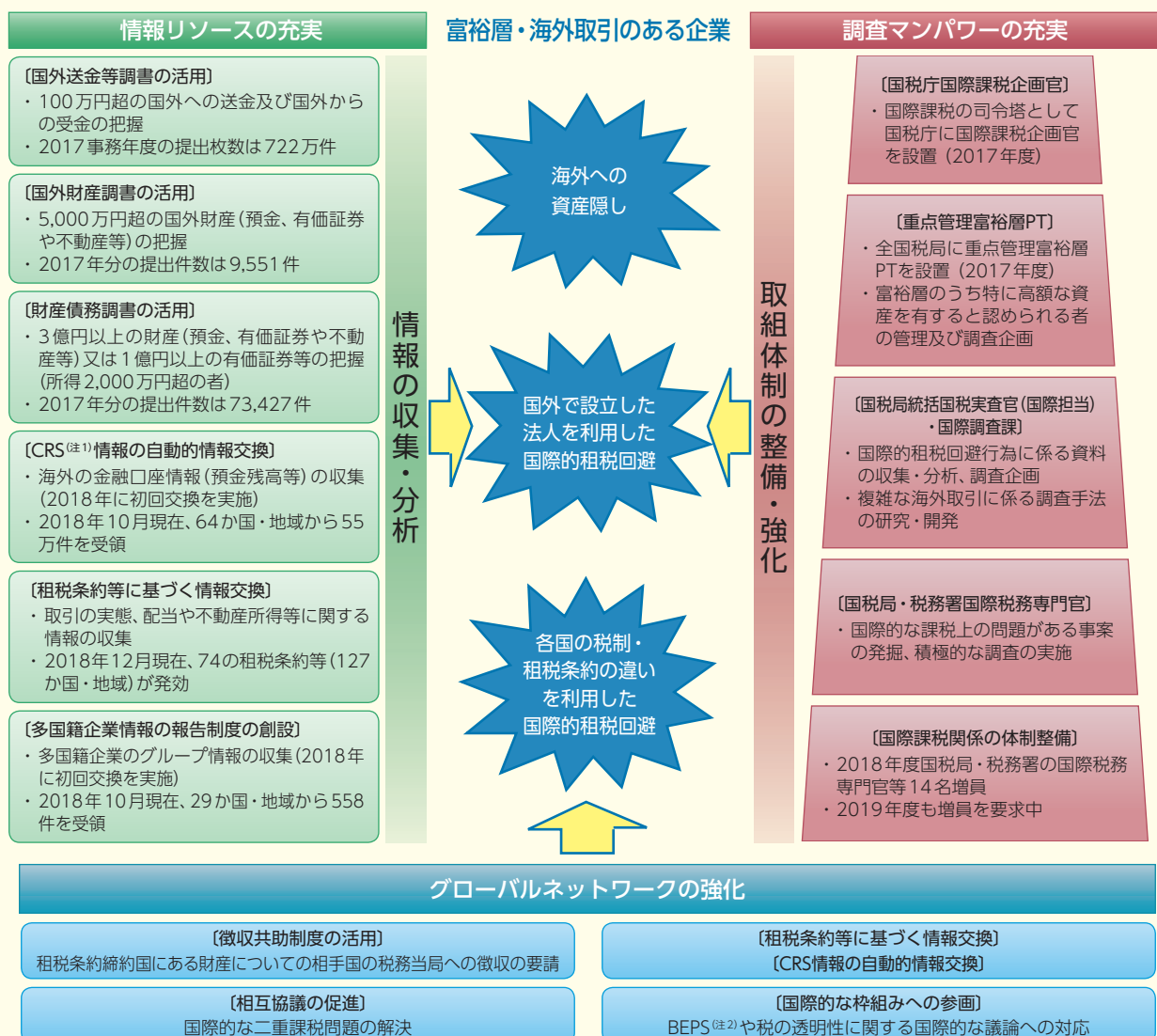
こうした状況から、平成29事務年度における「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針や具体的な調査等事例の公表に続き、平成31年1月に国際課税の取組状況を取りまとめた「『国際戦略トータルプラン』に基づく取組状況」を公表しています。

■ 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況 (2019年1月版) (抜粋)

2016年公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況 (2019年1月版)

国税庁 の方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」等の公開、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、CRSに基づく非居住者金融口座情報(CRS情報)の自動的情報交換などにより、国際的租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
⇒国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく



注1 CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

注2 BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

(2) 情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）

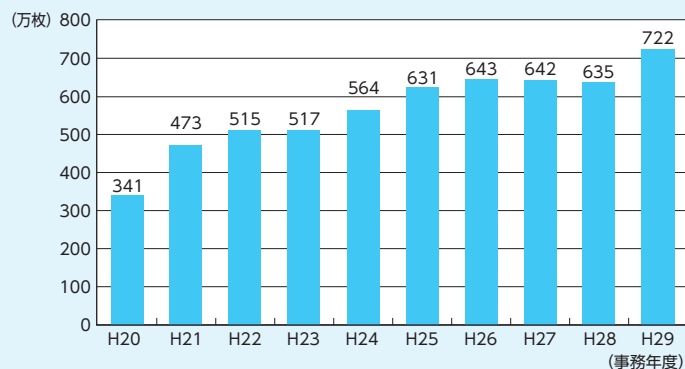
～ 海外取引・国外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正な課税を実現するために、次の制度を活用しています。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額、マイナンバー・法人番号などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです（平成10年4月施行）。

■ 国外送金等調書の提出枚数

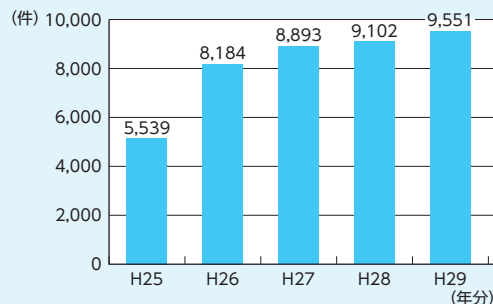


平成21年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

ロ 国外財産調書

その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類、数量、価額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです（平成26年1月施行）。

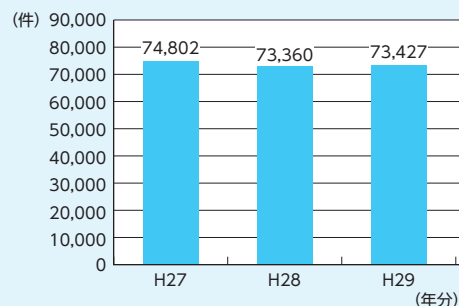
■ 国外財産調書の提出件数



ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の有価証券等（国外転出時課税の対象となる財産）を有する方が、財産の種類、数量、価額や債務の金額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです（平成28年1月施行）。

■ 財産債務調書の提出件数



二 租税条約等に基づく情報交換

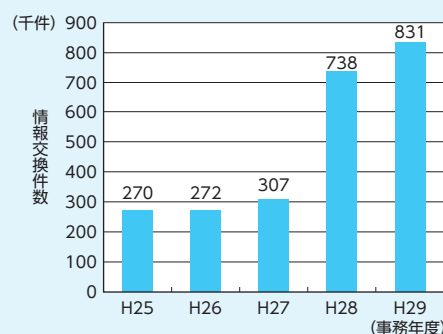
海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。近年、この情報交換ネットワークの拡充が図られており、平成31年4月現在、74の租税条約等¹（129か国・地域）が発効しており、年間数十万件の情報交換を行っています。

ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されました。この基準により、各国の税務当局は①自国に所在する金融機関から非居住者が保有する口座に関する情報（氏名・住所、口座残高等）の報告を受け、②租税条約等に基づきその非居住者の居住地国の税務当局にその情報を提供することとなっています。現在、100以上の国・地域の税務当局が、共通報告基準に従って非居住者の金融口座情報の自動的情報交換を開始することを約束しています。

我が国も、平成30年から諸外国の税務当局との交換を開始しており、平成30年10月末時点において、58か国・地域の税務当局に約9万件の金融口座情報を提供する一方、64か国・地域の税務当局から約55万件の金融口座情報を入手しました。国税庁としては、諸外国から提供を受けた情報を、海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握や、課税上問題のある海外取引の把握や解明などに活用していきます。

■ 情報交換件数の推移



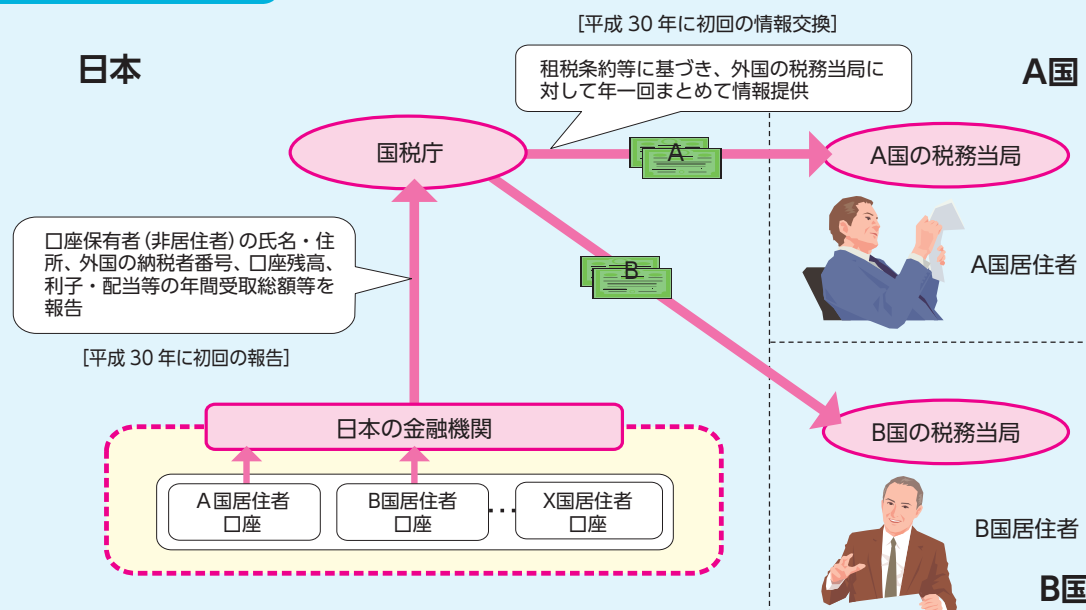
※ 情報交換件数は、各事務年度に收受した件数と発送した件数を合計したものです。

¹ ここで租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

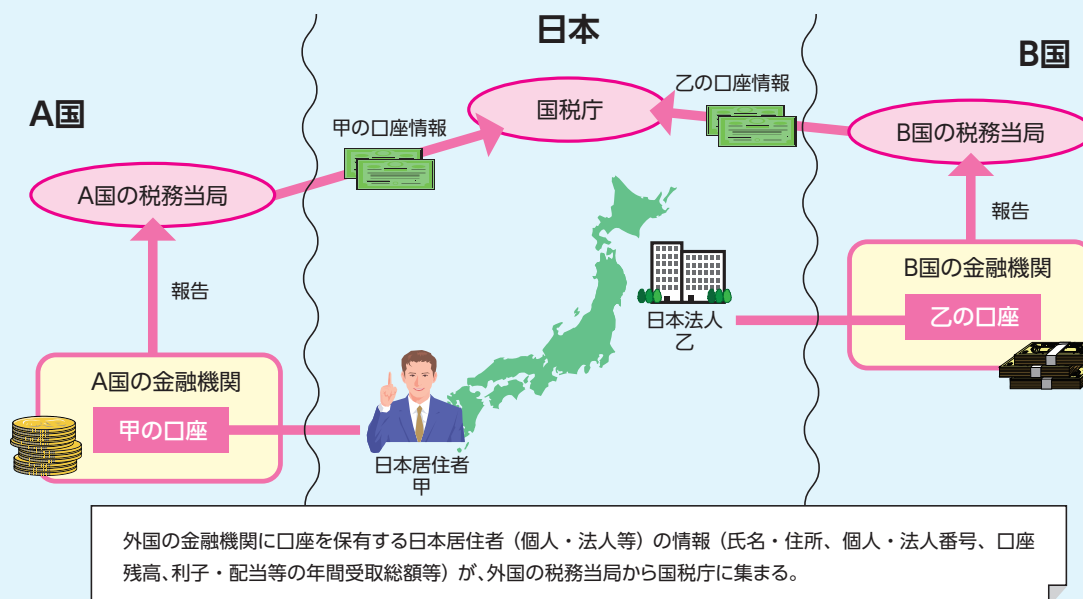
Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換のイメージ

日本から外国への情報提供



外国から日本への情報提供



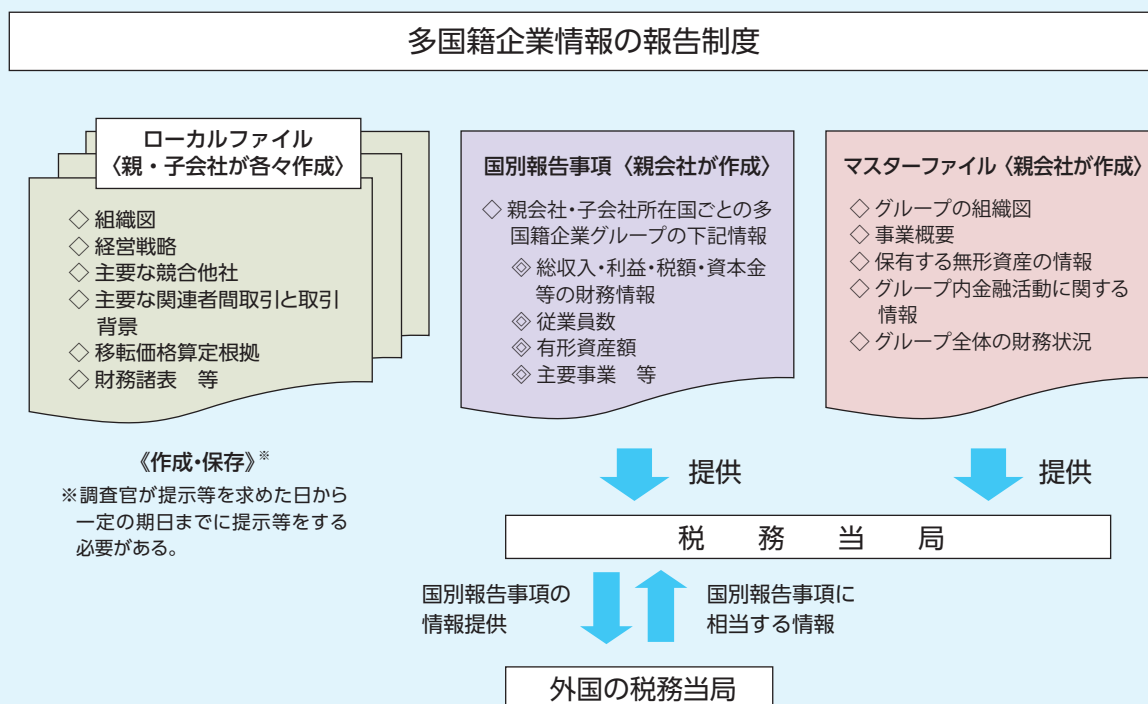
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報（「国別報告事項」）、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報（「事業概況報告事項（マスターファイル）」）及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格（第三者間の取引価格）を算定するための詳細な情報（「ローカルファイル」）を税務署に提供（又は作成・保存）することが一部の法人に義務付けられました¹。

このうち、国別報告事項は、各国が租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの国外関連企業の居住地国にある税務当局に提供することとなっており、我が国では、平成30年10月末時点において、29か国・地域の税務当局から約550件の情報を入手する一方、39か国・地域の税務当局に約600件の情報を提供しました。

また、ローカルファイルは、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人が確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされており、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります（平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用）。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました（平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用）。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

(3) 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成26事務年度より、富裕層に関する情報収集を更に強化する観点から、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人、関連する法人を管理対象者グループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

平成29年7月からは、このプロジェクトチームを全ての国税局に設置し、全国で同様の取組を実施しています。

(4) グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化するなか、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間のずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための、様々な勧告がなされており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。

■ BEPSプロジェクトにおいて議論された15の行動

行動1：電子経済の課税上の課題への対処	行動2：ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
行動3：外国子会社合算税制の強化	行動4：利子控除制限ルール
行動5：有害税制への対抗	行動6：租税条約の濫用防止
行動7：恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	行動8：無形資産取引に係る移転価格ルール
行動9：リスクと資本に係る移転価格ルール	行動10：他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール
行動11：BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	行動12：義務的開示制度
行動13：多国籍企業の企業情報の文書化	行動14：相互協議の効果的实施
行動15：多数国間協定の策定	

□ OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・開発途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があることから、平成28年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されました。平成31年4月現在、我が国を含む129か国・地域が「BEPS包摂的枠組み」に参加しており、勧告内容の実施状況に関する相互審査などを実施しています。また、令和2年に予定されている、勧告内容の見直しに関する議論も行われています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、154か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

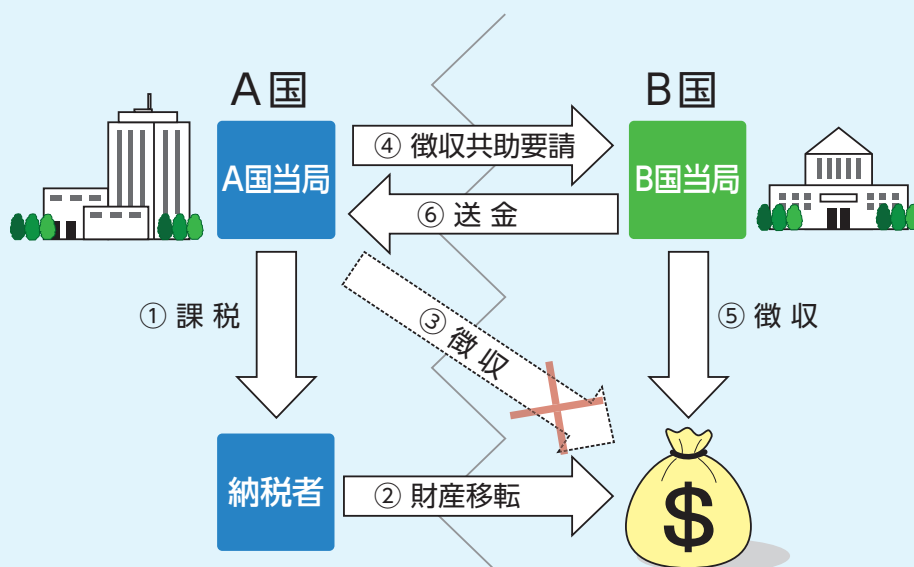
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において、租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することができないという制約(執行管轄権)がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みにより対処することができます。

我が国においては、平成25年10月に発効した税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め96か国において発効しています(令和元年5月1日現在)。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

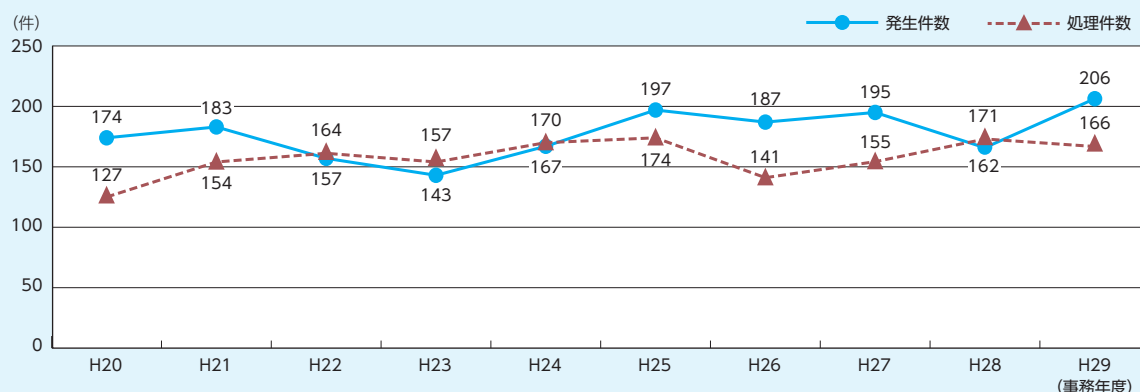
ハ 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認²に係る相互協議も実施しています。

平成29事務年度における相互協議事案の発生件数は206件、処理件数は166件であり、翌事務年度への繰越件数は496件でした³。発生件数のうち、事前確認に係るものが約8割、移転価格課税その他に係るものが約2割を占めています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。また、新興国に対しては技術協力の積極的な実施により、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識やベストプラクティスなども共有しています。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

2 移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき国外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。

3 我が国では、63の租税条約（適用対象は74か国・地域）において相互協議に関する規定が置かれており、このうち26か国・地域と相互協議が行われています（平成30年6月末現在）。

4 相互協議の担当者数は、平成20事務年度には23名でしたが、平成30（2018）事務年度は44名まで増加しています。また、平成29事務年度の協議回数・日数は39回・144日でした。

(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対し て積極的に調査 ～

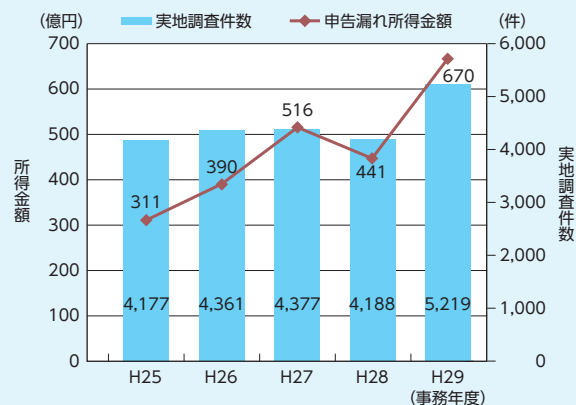
社会経済の国際化に伴い、海外投資を行う富裕層や海外取引を行う企業が増えてきています。

海外投資や海外取引を行う場合、その投資、取引の相手先が国外にあり、容易に内容の確認をできないといった特殊性があります。その特殊性を利用して、海外子会社の出資者を偽ることにより、外国子会社合算税制の適用による課税を回避したり、取引金額を改ざんすることにより不正に所得金額を圧縮するなどの事例が把握されています。

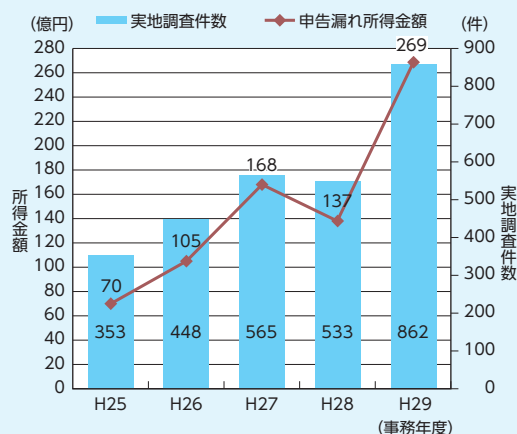
また、各国の税制の違いを利用して、グループ全体における税負担を軽減する国際的な租税回避スキームもあり、これらの問題について、厳正に対応していく必要があります。

このため、国税庁では富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、積極的に調査を実施しています。

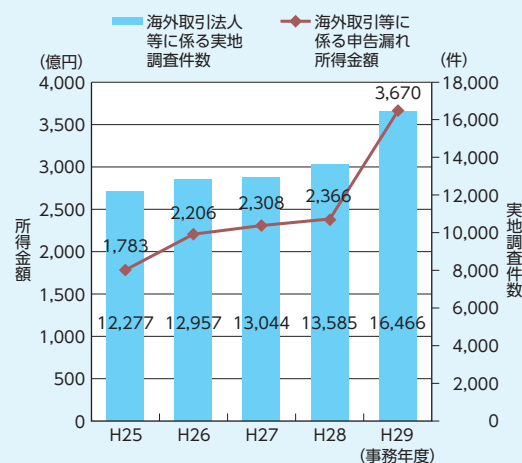
■ 富裕層に係る調査実績



■ 海外投資などを行っている 富裕層に係る調査実績



■ 海外取引法人等に係る法人税調査実績



～ 移転価格税制の適正かつ円滑な執行のための環境整備 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制¹の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認については、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであること等を踏まえ、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

¹ 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解を深めてもらうことなどを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局の要望を踏まえ、国際課税、徴収事務、納税者サービスなどの分野について、職員を講師として派遣しています。平成30年度は、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成30年度は、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスで職員が活動しました。

2 国内研修の実施

(1) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成30年度は両コースあわせて、17か国から23名が参加しました。

(2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、それぞれの国からの要望に沿った講義などを行っています。平成30年度は、カンボジア、中国、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオスのそれぞれに対して実施しました（計86名が参加）。

(3) アジア国際課税研修

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。平成30年度は5か国(カンボジア、スリランカ、ベトナム、モンゴル、ラオス)から7名が参加しました。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。平成30年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学及び一橋大学の各大学院に在籍している留学生17名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国際税務行政セミナー(ISTAX) (一般コース)	国数	17	16	15	15	14
	人数	17	16	15	15	14
国際税務行政セミナー(ISTAX) (上級コース)	国数	13	9	8	9	9
	人数	13	9	10	9	9
国別税務行政研修	国数	6	3	4	4	6
	人数	111	56	96	79	86
アジア国際課税研修	国数	6	6	7	6	5
	人数	12	8	11	12	7
国税庁実務研修	国数	13	14	9	11	11
	人数	17	18	15	15	17

コラム9 OECDアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミーの開講

近年、各国で国際的な租税・金融犯罪が問題となっており、こうした犯罪に各国が協力して対処する必要性が高まっています。そのため、OECDが中心となり、租税犯罪調査官等を対象にした「OECD租税・金融犯罪調査アカデミー」（以下「アカデミー」といいます。）を各地域で実施していくこととなりました。平成25年に欧州のイタリア、平成29年にアフリカのケニア、平成30年に南米のアルゼンチンにおいて、それぞれアカデミーが開講し、租税犯罪・収賄罪・マネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修が始まりました。

こうした状況を踏まえ、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とするアカデミーを令和元年5月に開講しました。国税庁は、今後もOECDと協力してアカデミーを定期的に実施し、調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献します。



OECDアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー

(2) 国際会議への参加

～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟36か国及び非加盟17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。平成31年3月には、チリ（サンティアゴ）で第12回会合が開催され、税務コンプライアンス向上のための取組等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

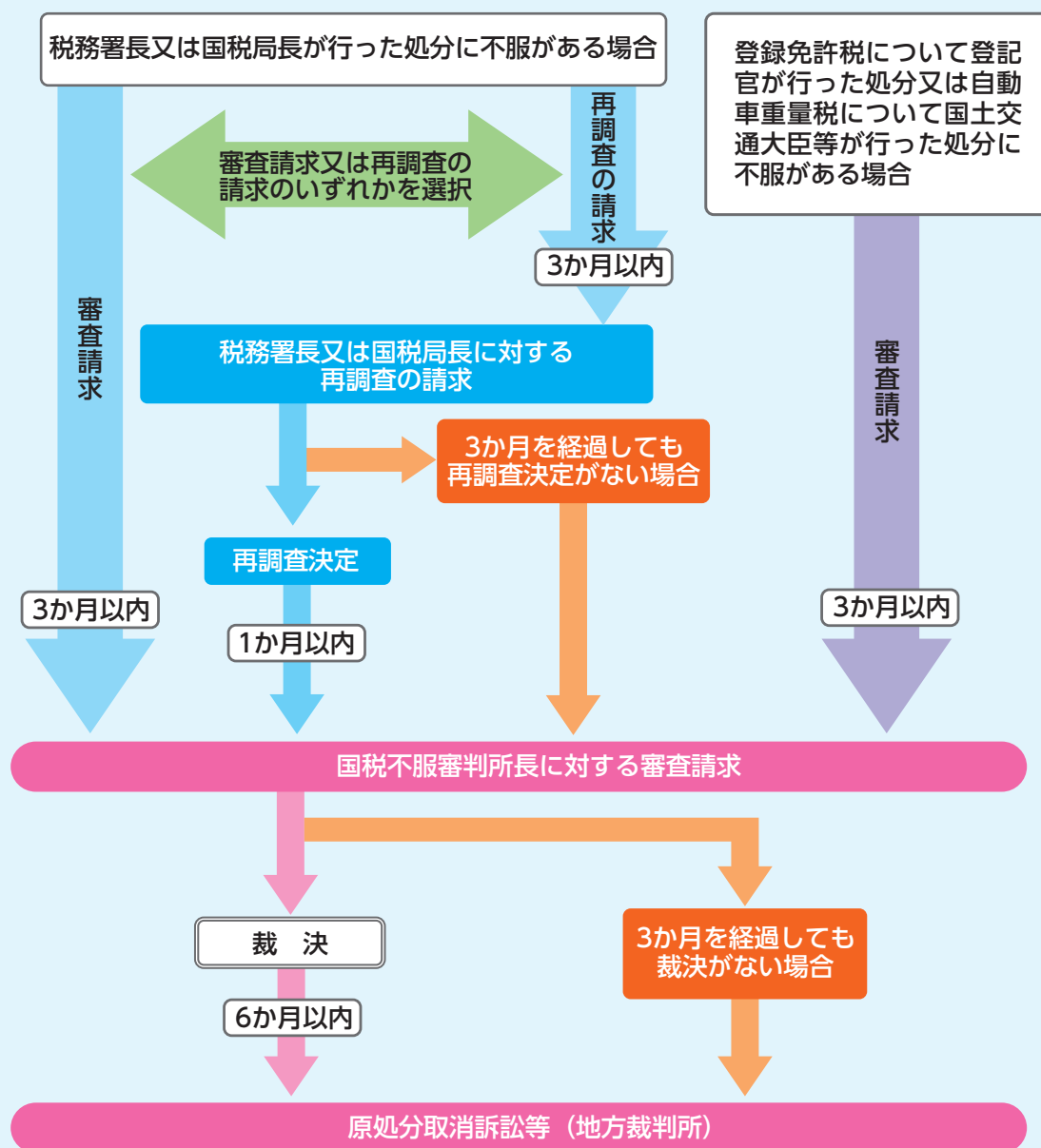
アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。平成30年11月には、中国（杭州）で第48回会合が開催され、納税環境の改善や税務職員的能力向上等について意見交換が行われました。

～ 国税に関する不服申立制度 ～

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています（不服申立前置主義）。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。

■ 国税に関する不服申立制度の概要



Ⅳ 権利救済

(1) 再調査の請求

～ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対する審査請求をする前に自ら選択をして、当該処分を行った税務署長などに対して、処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

この制度は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対して、処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。審査請求は、(1)の再調査の請求を経ずに行うことができ、また、再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を特定任期付職員として採用しています。

審査請求がされた場合には、主張の整理・争点の明確化をした上で、審査請求人や税務署長などから提出された証拠書類等の内容を十分に検討するとともに、自ら調査を行うことにより、適正かつ迅速に処理するよう努めています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができ、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

(3) 訴訟

～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応し、税務行政に活かしていくことが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

イ 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 平成30年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は99.5%となっています。なお、同年度における再調査の請求処理件数は2,150件（課税関係2,046件、徴収関係104件）で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は12.3%です。

ロ 審査請求

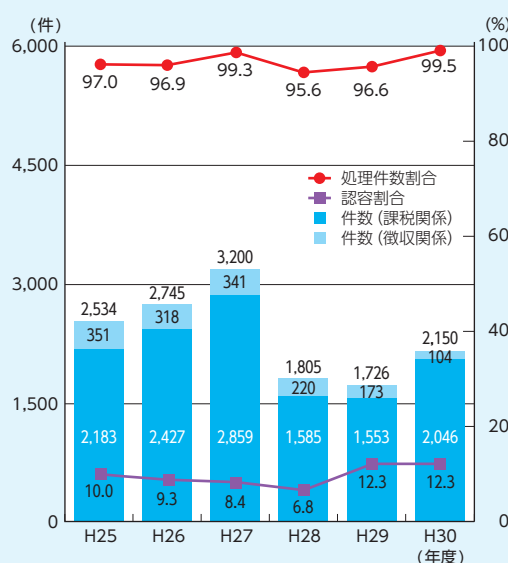
- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 平成30年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は99.5%となっています。なお、同年度における審査請求処理件数は2,923件（課税関係2,787件、徴収関係136件）で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより請求の全部又は一部が認められた割合は7.4%です。

ハ 訴訟

訴訟については、平成30年度における終結件数は177件（課税関係140件、徴収関係36件、審判所関係1件）であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は3.4%となっています。

※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁判事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）などを通じて提供しています。

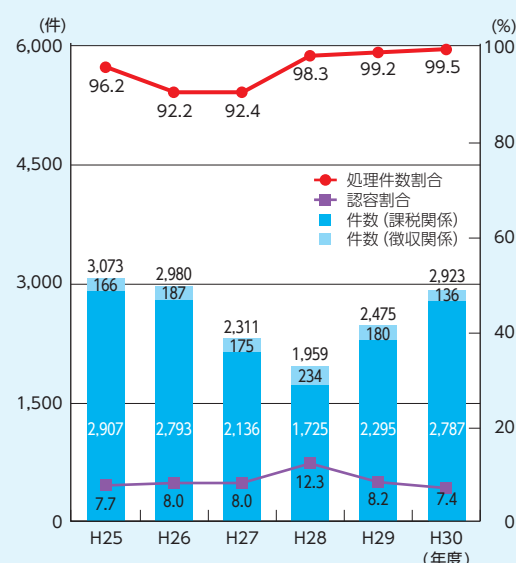
■ 再調査の請求の3か月以内の
処理件数割合と再調査の請求処理件数



※ 1 計数は、平成31年4月末の速報値です。
処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案を除いて算出しています。

※ 2 平成27年度以前については、改正前の「異議申立て」の処理件数及び処理件数割合となります。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と
審査請求処理件数



※ 1 計数は、平成31年4月末の速報値です。

※ 2 平成29年以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算定することとしています。

コラム10 国税不服審判所は設立50周年を迎えます

国税不服審判所（以下「審判所」といいます。）は、昭和45年5月1日、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う国税庁の附属機関（現在は特別の機関）として設立され、令和2年5月1日に「設立50周年」を迎えます。

審判所では、審判所を取り巻く社会や環境の変化を踏まえて、これまで、主に次のような取組を行ってきました。

1 裁決事例及び裁決要旨のホームページへの掲載

審判所の裁決は原則として非公開ですが、審査請求人などの秘密保持に十分配慮しながら、事実認定が他の事案の処理上参考となるものや納税者の主張が認められた事案で先例となるようなものなどについて、その全文を審判所ホームページに掲載・公表しています。また、公表されていない裁決についても、情報公開法に基づく開示請求に対する便宜のため、裁決の要旨をホームページに掲載しています。

2 国税審判官の外部登用

審理の中立性・公正性を向上させる観点から、事件を担当する国税審判官の半数程度を、弁護士や税理士、公認会計士などの民間専門家から特定任期付職員として登用しています。審判所では、このような多様な人的構成の組織であることを最大限活かし、幅広い視点、多角的な観点から議論を尽くすなど、充実した審理を行っています。

3 審判の透明性の確保

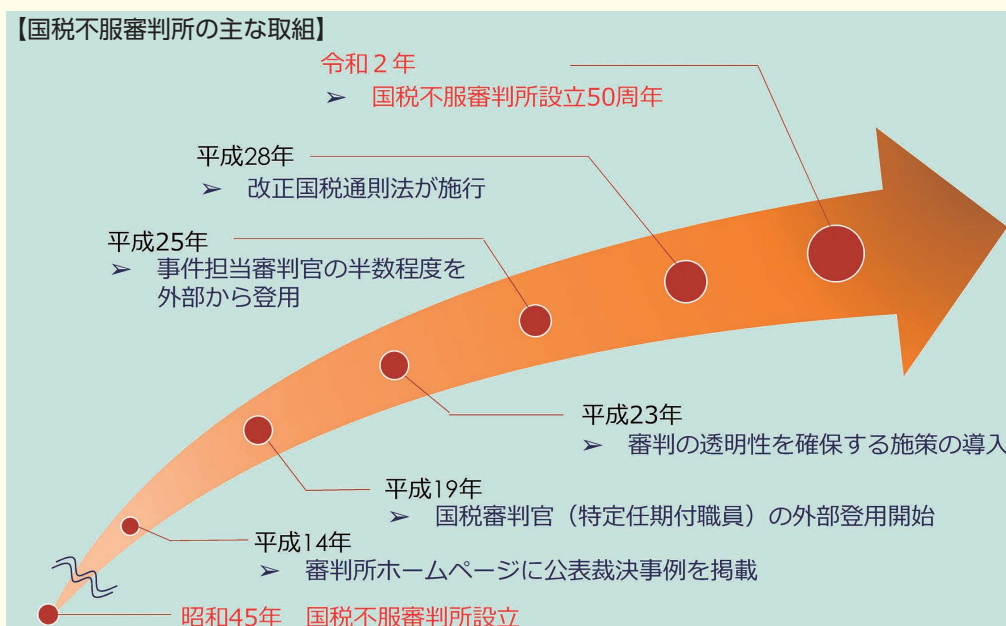
審判の透明性を高め、より国民の理解しやすい審判を実現するため、審査請求人などに対し、審査請求手続に関するリーフレットや「審理の状況・予定表」、「争点の確認表」の交付などの施策を実施することで、審査請求における各種手続や審理の状況・予定などの情報を分かりやすく適切に提供しています。

4 新たな不服申立制度の定着

不服申立制度については、平成26年6月の改正により、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、標準審理期間の設定、審査請求手続における審査請求人の権利の拡充などが行われ、平成28年4月に施行されました。審判所では、懇切・丁寧な広報活動により、新制度の円滑な運用と一層の定着に取り組んでいます。

審判所は、国民からの更なる信頼と評価が得られるよう、一層、納税者利便の向上や適正かつ迅速な裁決の実現に向けて努力と工夫を積み重ねていきます。

これまでの取組状況や設立50周年記念行事・特集記事などについては、順次、審判所ホームページ (<http://www.kfs.go.jp>) に掲載しますので、ご覧ください。



～ 酒類業の振興を図るため、様々な取組を実施 ～

国税庁は、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的な取組を実施しています。

酒類業は、歴史的・文化的に重要な地場産業を形成してきたほか、近年では、地方創生やクールジャパンとして新たな価値を創出しており、その発展は地域経済や日本経済の活性化等に寄与するものです。

こうした観点から、国税庁においては、事業所管官庁として、引き続き、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興のための取組を強化していきます。

一方、酒類は致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であることから、社会的要請に応えるための取組にも適切に対応しています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

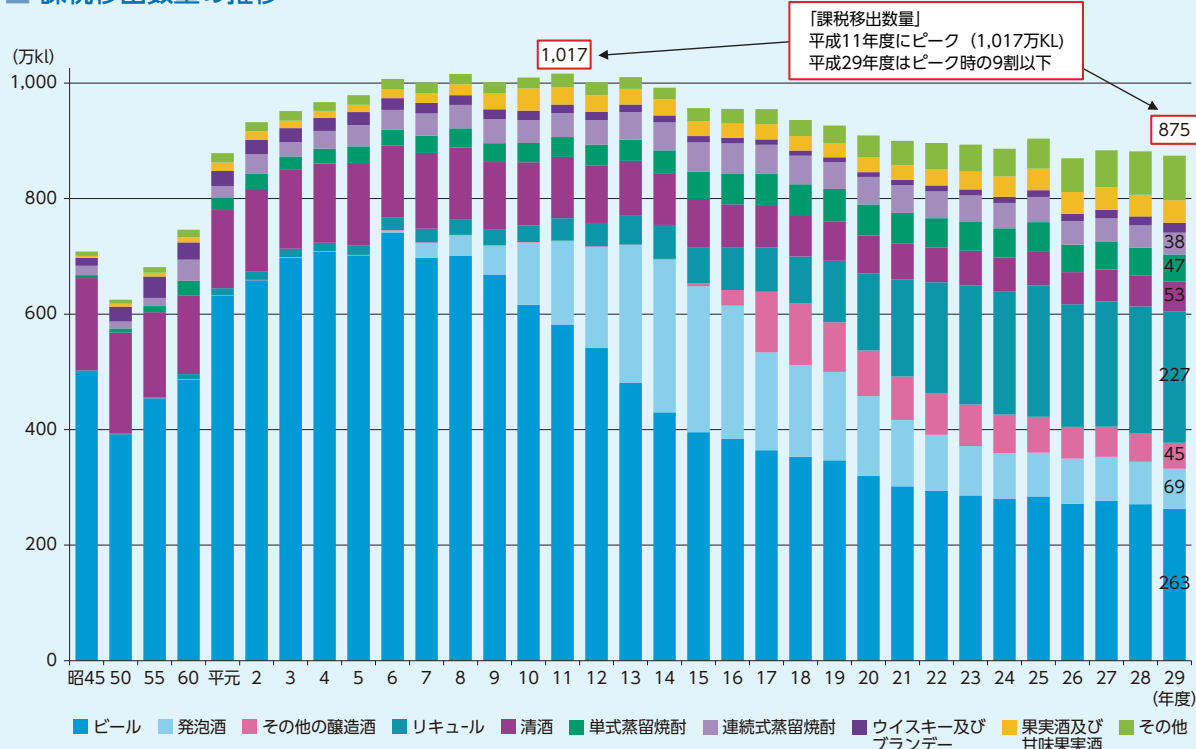
資料編

1 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税移出数量（国内出荷数量）は平成11年度の1,017万KLをピークとして減少してきています。各酒類の課税移出数量の構成比率の推移を見ると、近年、その構成が大きく変化しており、特にビールの課税移出数量が大きく減少しています。これは、ビールからチューハイやビールに類似した低価格の酒類（いわゆる「新ジャンル飲料」）に消費が移行していることが一因と考えられます。他方、近年、クラフトビールの人気が高まっています。

■ 課税移出数量の推移



（出典：国税庁統計年報）

清酒の課税移出数量は昭和48年度のピーク時から平成29年度には約3分の1まで減少していますが、清酒のうち、純米酒及び純米吟醸酒の課税移出数量や清酒全体に占める割合は増加しています。

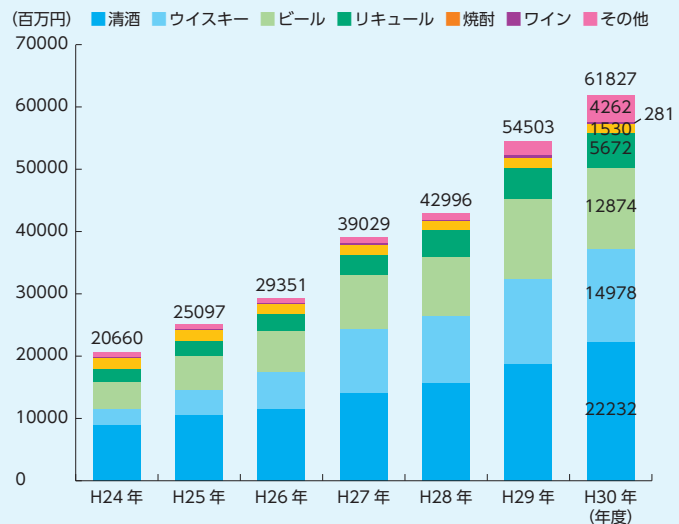
酒類業界の大半は中小企業ですが、商品の差別化、価値訴求、海外展開等に取り組み、成長している事業者も少なくありません。最近では、異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られます。

(2) 日本産酒類の輸出の状況

日本産酒類は、近年、国際的なコンクールで受賞するなど、世界的な評価が高まっています。また、世界の食市場は今後も拡大が見込まれます。

このような中、日本産酒類の輸出金額は、平成30年は約618億円(対前年比113.4%)となり、7年連続で過去最高を記録しました。

■ 最近の日本産酒類の輸出動向



(出典：財務省貿易統計)

2 国税庁の取組

～ 酒類業の振興 ～

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組んでいきます。また、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題については、行政として適切に対応を図ります。更に、中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造業の技術力の強化を支援していきます。

(1) 海外需要の開拓

イ 国際的な情報発信

日本産酒類の輸出促進のため、国際的行事等におけるプロモーション、海外の酒類専門家の酒蔵等への招聘等により、日本産酒類に対する国際的な認知度や理解の向上に取り組めます。



ジャポニスム2018でのPR



酒類専門家へのレクチャー

ロ ビジネスマッチングの支援

酒類業者等に対し、海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングの機会を提供するため、海外の酒類見本市への出展支援やバイヤー招聘等に取り組めます。



ハ 酒蔵ツーリズムの推進

酒類製造者が自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に販売した場合に消費税に加えて酒税が免税となる「酒蔵ツーリズム免税制度」が平成29年10月から施行されました。平成31年4月現在で149の酒類の製造場が免税販売の許可を取得しており、引き続き活用促進に努めます。

二 政府全体の取組 (JETRO、JFOODO等) の周知と活用促進

JETROによる各種支援策、新輸出大国コンソーシアム、農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)、日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) 等、政府全体の取組について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用促進を図ります。

ホ 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

EPA等の国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示 (GI: Geographical Indication) の保護等を求めています¹。

平成31年2月に発効した日EU・EPA²では、EUに対する日本産酒類の輸出について、①全ての酒類の関税即時撤廃、②「日本ワイン」の輸入規制の緩和、③単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和、④EU域内における酒類の地理的表示の保護を実現しました。

■ 日EU・EPAの概要

清酒・焼酎

関税

EU側は清酒の関税を即時撤廃
(焼酎は従前から無税)
日本側は清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃
(段階的撤廃)

地理的表示 (GI)

相互保護を確保
※従前は、日本の地理的表示 (GI) はEUでは保護されませんでした。

非関税措置

単式蒸留焼酎の容器容量規制が緩和され、四合瓶や一升瓶の輸出が可能となりました。
※従来は700ml等の決められた容量以外では輸出はできませんでした。

ワイン

関税

EU側、日本側ともに即時撤廃

地理的表示 (GI)

相互保護を確保
※従前は、日本の地理的表示 (GI) はEUでは保護されませんでした。

非関税措置

日本ワインの輸入規制が緩和されました。
※日本ワインであれば、EUワイン醸造規則に定められた補糖量やぶどう品種の制限に関わらず、EUへの輸出が可能となりました。
※EUワイン醸造規則に従っている旨の公的機関が発行した証明書の添付義務がありましたが、「日本ワイン」であることについての業者の自己証明によって輸出が可能となりました。

1 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された特定の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、ドバイ及びアブダビにおいて、酒類に対する規制が解除・緩和されています。

2 日本と欧州連合 (EU) との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された「経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)」であり、物品の貿易だけでなく、サービスや知的財産権などを含む全23章からなる包括的な協定です。

(2) ブランド化の推進

イ 地理的表示 (GI) の普及拡大

地理的表示 (GI) 制度は、酒類や農産品について、ある特定の産地ならではの特性 (品質、社会的評価等) が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名 (地域ブランド名) を独占的に名乗ることができる制度です。

ロ ワインの表示ルール

国税庁において、日本ワインの定義等を定めたワインの表示ルール (「果実酒等の製法品質表示基準」) を策定し、平成 30 年 10 月から施行されています。

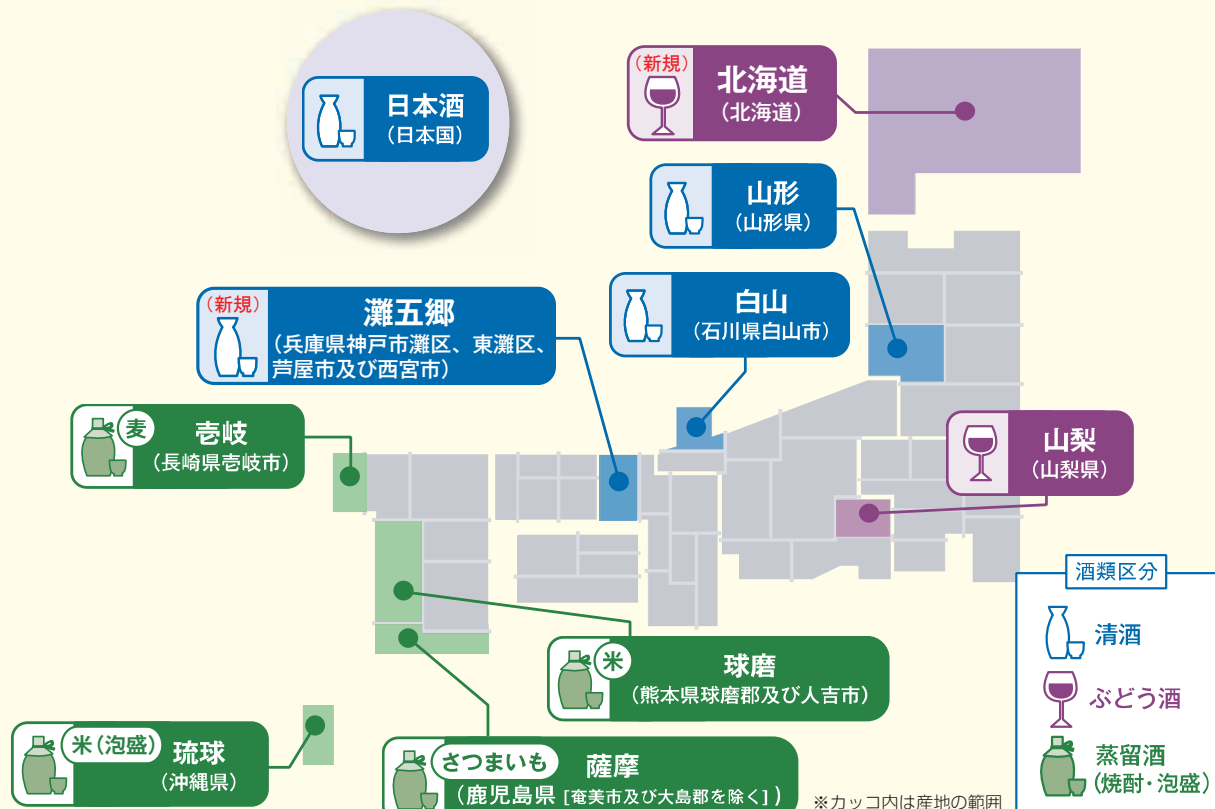
この表示ルールによって、国内に流通するワインは国内製造ワインと輸入ワインに区分され、さらに国内製造ワインの中でも国産ぶどうのみを原料としたワインが「日本ワイン」と表示されるようになりました。

コラム11 地理的表示制度の活用促進

日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図っていくためには地理的表示の活用が有効であることから、パンフレットの作成やシンポジウムの開催などによる周知・啓発を通じて、制度の活用促進を図っています。

現在、日本産酒類の地理的表示は、「酒類の地理的表示の指定状況」のとおり合計 10 件となりましたが、国レベルの地理的表示「日本酒」をはじめとする日本の地理的表示について、官民が連携して海外へ発信するなどにより認知度向上を図るほか、国際交渉などを通じて保護を求めています。

〔酒類の地理的表示の指定状況〕



コラム12 ワインの表示ルール

従来、国内では、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワインとの違いが分かりにくいという問題がありました。

こうした状況を踏まえ、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的としてワインの表示ルール（「果実酒等の製法品質表示基準」）を定めています。

- 国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒のみが「日本ワイン」と表示できます。
- また、「日本ワイン」のみが①地名、②ぶどうの品種名、③ぶどうの収穫年を表示することができます。
(注)例えば、ワインの産地名として地名を表示する場合、その地名が示す範囲にぶどうの収穫地（85％以上使用）と醸造地があること等、それぞれの表示ができる場合の要件があります。
- 海外原料を使用したワインは、表ラベルに「濃縮果汁使用」「輸入ワイン使用」等の表示が義務付けられました。また、地名やぶどうの品種名・収穫年を表示することはできません。

(3) 技術支援

イ 醸造技術等の普及の推進

各国税局には、技術部門として鑑定官室を設置しており、酒類製造者への指導や相談対応、鑑評会や研究会等の開催、酒造組合等の講習会や審査会等への職員派遣等を通じ、酒類総合研究所の研究成果をはじめ、先端技術等の普及を推進しています。

ロ 酒類の品質及び安全性に関する支援

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導を行っているほか、酒類の放射性物質に関する調査・情報提供等により安全性を確認しています。

ハ 酒類総合研究所の取組

鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等については、独立行政法人酒類総合研究所で行っています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っています。また、近年では、クールジャパン推進等の政府の重要方針を踏まえた施策にも対応するとともに、酒類に関するナショナルセンターとして、国内外の関係機関との連携の強化にも取り組んでいます。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ
(<http://www.nrib.go.jp>)をご覧ください。



輸出酒類に関する分析

(4) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援しているほか、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を行っています。

また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策（相談窓口、補助金、税制、融資等）について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいます。

(5) 沖縄振興

「琉球泡盛の海外輸出プロジェクト」を踏まえ、内閣府等の関係省庁等と連携し、沖縄県産酒類の振興に取り組んでいます。

(6) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進しています。

また、基準等の遵守状況を確認するため、酒類の取引状況等実態調査を実施し、当該調査において、基準等に則していない取引が認められた場合には、指示等を行っています。

更に、調査状況については、結果概要とともに、指示事例や基準に違反するおそれがあるとして改善を指導した事例等を公表しています。

(7) 社会的要請への対応

イ アルコール健康障害対策

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、20歳未満の者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。

政府においても、同法に基づき、「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」を閣議決定（平成28年5月）し、関係する省庁や関係団体等が一体となって、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

国税庁では、酒類小売業者に対して、酒類の陳列場所における表示義務の遵守や20歳未満の者への酒類販売の禁止の周知を徹底しているところです。

また、平成29年6月からは、酒類の適正な販売管理の確保のため、販売場ごとに選任される酒類販売管理者に係る酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

研修機会の増加に併せ、不適切な飲酒誘引の防止などに関する研修内容の充実を図るなど、引き続き社会的要請に応えるための取組を推進していきます。

ロ 資源リサイクルの推進

食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等を通じた循環型社会の構築の観点から、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行っています。

～ 酒類行政の基本的方向性 ～

1. 国税庁の任務

①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現 ②酒類業の健全な発達 ③税理士業務の適正な運営の確保

2. 酒類業界の概況

- 酒類の圏内市場は量的に飽和し、全体としては縮小傾向
- 価格競争が過度にわたる場合、事業者の体力を弱める
- 近年、低アルコール飲料のほか、純米酒、ウイスキー、ワイン、クラフトビール等も拡大
- 日本産酒類の海外での評価が高まり、輸出が増加。世界の食市場は今後も拡大見込み
- 差別化や海外展開等で成長している事業者も少なくない
- 異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られる

3. 酒類業界の主な課題

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <p>(1) 商品の差別化・高付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者にとって分かりやすい価値訴求 ・商品のブランド化（個社、地域、JAPAN） ・農商工連携、異業種連携 ・従来の枠にとられない新たな価値機軸の展開・訴求 | <p>(2) 海外需要の開拓（インバウンド含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な認知度や理解の向上 ・非日本食市場への展開 ・現地輸入・流通業者等の開拓 ・海外の事業者・消費者に分かりやすい表示・提案 ・富裕層向け | <p>(3) 技術の活用と人材等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統技術の継承・発展 ・デジタルツールの活用 ・事業承継 ・女性の一層の活躍 ・原料の確保 | <p>(4) 公正取引の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」の遵守を通じた公正取引の確保 ・適正な販売管理の確保 |
|---|---|--|---|

4. 酒類行政の基本的方向性

酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化に取り組む

(1) 適切な法執行

- 免許
- 酒類業組合の監督
- 公正取引の確保
 - ・ 深度ある取引状況等実態調査の実施
 - ・ 問題ある事業者には厳正に対処
- 適正な表示の確保
- 品質・安全性の確保
- 資源リサイクルの推進
- 20歳未満の者の飲酒防止対策
- アルコール健康障害対策

(2) 酒類業の振興

- 官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む
- 制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に適切に取り組む
- 中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造者の技術力の強化を支援

主な具体的取組

海外受注の開拓	中小企業対策	技術支援
● 国際的な情報発信 ● ビジネスマッチングの支援 ● 酒蔵ツーリズムの推進 ● 政府全体の取組（JETRO、JFOODO等）の周知と活用促進 ● 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉	● 業界団体の取組（近代化事業等）を支援 ● 政府全体の中小企業向け施策の周知と活用促進 ● 経営改善等の支援	● 先端技術等の普及の推進 ・ 事業者の指導、相談対応 ・ 鑑評会や研究会等の開催 ● 放射性物質に関する安全性の確認 ● HACCPの義務化への対応を支援 ● 酒類総合研究所の取組 ・ 先端技術等の研究開発 ・ 醸造技術者の育成 ・ 講師・審査員の派遣
ブランド化の推進	沖縄振興	
● 地理的表示の普及拡大 ● ワインの表示ルールの定着	● 「琉球泡盛の海外輸出プロジェクト」を踏まえ、沖縄県産酒類を振興	

〔国税庁の取組についての詳細は、国税庁ホームページの「酒のしおり」（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/01.htm>）をご覧ください。〕

～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

平成31年3月末現在で、全国で78,028人の税理士が登録を受け、また、3,963の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）は、たとえ無償であっても税理士等でない者¹は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士の信用又は品位を害する行為の禁止など、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼したり、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。

具体的には、下記(1)や(2)などがあります。

(1) 書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明らかにすることにより、納税義務の適正な実現に資するとともに、国税庁としてもこれを尊重することにより円滑な税務行政の運営を図る趣旨から設けられているものです。

具体的には、税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び

1 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。

添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

(2) e-Taxの利用促進

～ 申告手続等の電子化の実現に向けた連携・協調 ～

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が極めて大きいことから、国税庁では、日本税理士会連合会と定期的にe-Taxに関する意見交換を行い、ユーザー目線の改善意見を聴取するほか、国税庁からe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うなど、申告手続等の電子化の実現に向け、税理士会等と連携・協調を図っています。

また、e-Taxを利用することのメリットを税理士等が十分理解し、e-Taxをより一層利用していくことが社会全体のコスト削減に寄与することを踏まえ、日本税理士会連合会が進める全税理士による電子申告の利用に向けた税理士会等の取組に対して、国税庁として積極的に協力していきます。

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

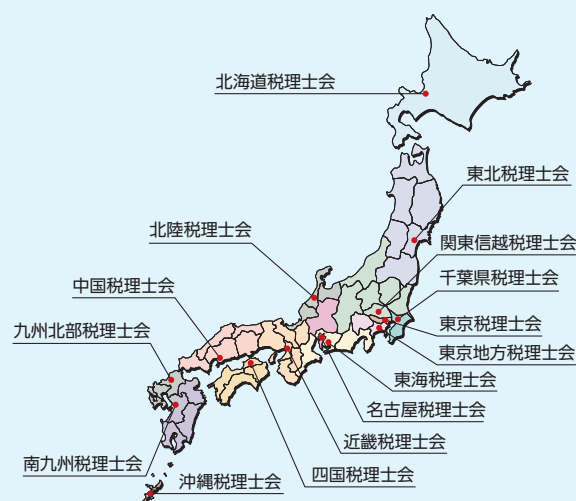
(単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	59	41	39	38	51

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ(<http://www.nichizeiren.or.jp>)をご覧ください。



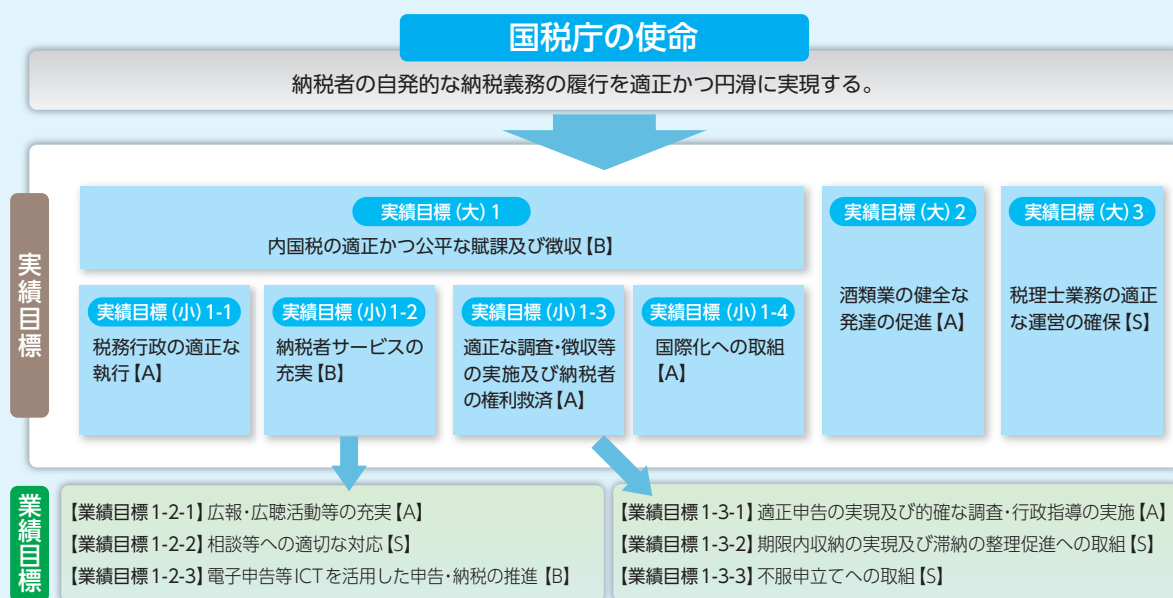
～ 政策評価の目的は、説明責任、成果重視の行政、組織の活性化 ～

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」（政策評価）を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民各層・納税者の方々への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった成果重視の行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることです。財務大臣が毎年「実績評価実施計画」及び「実績評価書」を作成・公表しています。

～ 国税庁の使命・任務と実績の評価の目標体系・評価結果 ～

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標（実績目標（大）1から3）とし、実績目標（大）1についてはその細目として4つの実績目標（小）と6つの業績目標（以下「実績目標等」といいます。）を設定しています。

■ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（平成29事務年度）



※ 各目標の達成度は、次の5段階の評語により評価をしています。

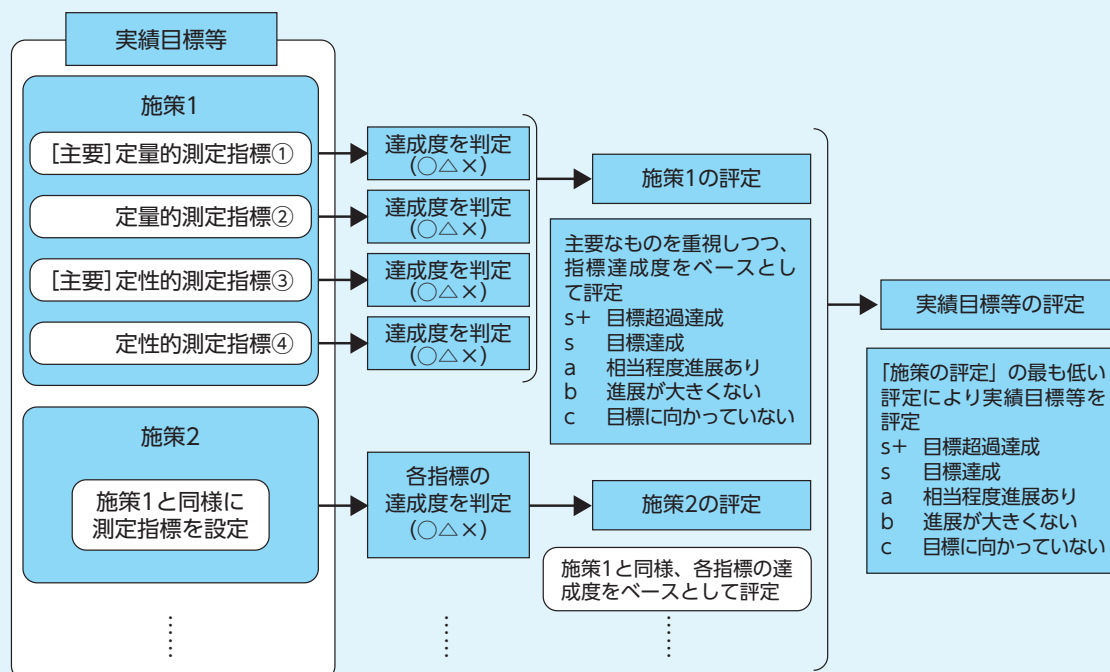
【S+】：目標超過達成 【S】：目標達成 【A】：相当程度進展あり 【B】：進展が大きくない 【C】：目標に向かっていない

～ 実績目標等の評価方法・評価結果 ～

実績目標等には、原則として、その目標を達成するための手段を「施策」として設定し、施策ごとに測定指標を設定しています。施策の評定は測定指標の達成度の判定を中心として行っていますが、施策の内容に応じて、定量的な測定指標（37）と定性的な測定指標（34）を組み合わせ、適切な評定に努めています。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る施策の評定を総合して行います。

なお、平成29事務年度の評価結果は、「「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図」に示した評定のとおりであり、これらの評価・検証を踏まえ税務行政の改善に取り組んでいます。

■ 実績目標等の評価方法



※ 測定指標については、一つ以上の指標を「主要なもの」に指定することとされていますので、「主要」と表示しています。

※ 実績目標(小) 1-2「納税者サービスの充実」については、納税者の満足度をアンケート調査により把握しています。

■ アンケート調査による主な測定指標 (平成29年度)

項目	上位評価割合
国税の広報に関する評価	80.6%
電話相談センターにおける電話相談の満足度	95.3%
税務署における面接相談の満足度	91.4%
職員の応接態度の好感度	90.1%
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	86.2%

※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た回答の割合を示しています。

財務省政策評価懇談会

実績の評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し意見をいただいています。

平成29事務年度の実績の評価については、「調査・徴収に今後ともしっかりと取り組んでいただきたい。」「資金の流れの国際的な捕捉がますます必要となってくる中、国際化への対応に関して引き続きしっかりと取り組んでいただきたい。」「日本産酒類の輸出振興に積極的に取り組んでいただきたい。」などの意見をいただきました。

※ 詳細は、国税庁ホームページの「国税庁の実績の評価」(<https://www.nta.go.jp/about/evaluation/01.htm>)をご覧ください。

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。
「〇年度」は、会計年度を示し、「〇事務年度」は、〇年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。
また、「〇年分」は、所得税確定申告などの〇年分申告を示しています。
表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していない場合があります。

租税収入・予算

【平成29年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税 目		補正後予算額	決算額 (総計に占める割合)	
一般会計分	源泉所得税	百万円 14,874,000	百万円 15,627,121	(25.1)
	申告所得税	3,074,000	3,254,444	(5.2)
	法人税	12,391,000	11,995,303	(19.2)
	相続税	2,115,000	2,291,952	(3.7)
	消費税	17,138,000	17,513,862	(28.1)
	酒税	1,311,000	1,304,098	(2.1)
	たばこ税	929,000	864,245	(1.4)
	揮発油税	2,394,000	2,396,255	(3.8)
	石油ガス税	8,000	8,228	(0.0)
	航空機燃料税	52,000	52,217	(0.1)
	石油石炭税	688,000	690,790	(1.1)
	電源開発促進税	313,000	325,672	(0.5)
	自動車重量税	370,000	377,834	(0.6)
	関税	953,000	1,024,089	(1.6)
	とん税	10,000	9,875	(0.0)
	その他*	—	12	(0.0)
	印紙収入	1,092,000	1,051,520	(1.7)
	小 計	57,712,000	58,787,489	(94.2)
	地方法人税	643,900	653,892	(1.0)
	地方揮発油税	256,200	256,386	(0.4)
	石油ガス税(譲与分)	8,000	8,228	(0.0)
	航空機燃料税(譲与分)	14,900	14,919	(0.0)
	自動車重量税(譲与分)	253,900	259,323	(0.4)
	特別とん税	12,500	12,344	(0.0)
	地方法人特別税	2,002,500	1,857,761	(3.0)
	たばこ特別税	143,700	133,712	(0.2)
	復興特別所得税	376,400	393,905	(0.6)
	その他-	—	2,294	(0.0)
総 計		61,424,000	62,380,254	

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【令和元年度国税庁関係当初予算額】

項 目		予算額
一般経費	情報化経費	百万円 43,587
	納税者利便向上経費 ^{※1}	11,511
	国際化対策経費	974
	庁・局署一般経費等 ^{※2}	59,486
	職場環境整備・安全対策経費 ^{※3}	6,730
	税制改正関係経費	19,251
	税務大学校経費	2,181
	国税不服審判所経費	185
	酒類総合研究所経費	963
	共通番号制度関係経費	4,258
	小 計	149,127
人 件 費		556,789
国税庁関係予算合計		705,915

※1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。

※2 「庁・局署一般経費等」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(平成30年分)

総人口	万人
就業者数	12,644
確定申告者数	6,664
還付申告	2,222
納税申告	1,306
所得者別内訳	638
事業所得者	168
所得者	470
不動産所得者	110
給与所得者	254
雑所得者	73
上記以外	34

【相続税の課税状況】

(平成29年分)

死亡者の数	1,340,397人
課税対象となった被相続人の数	111,728人
納税者数(相続人の数)	290,500人
課税価格	155,999億円
税 額	20,141億円

【贈与税の課税状況】

(平成29年分)

課税人員	428,650人
取得財産価額	19,787億円
税 額	2,004億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成29事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
給与所得	千件 3,536	億円 108,460
退職所得	—	2,310
利子所得等	36	3,711
配当所得	145	42,625
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	12	5,580
報酬料金等所得	2,849	12,255
非居住者等所得	35	6,576
合 計	—	181,517

※ 1 源泉徴収義務者数は、平成30年6月末現在の計数です。

※ 2 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成29事務年度)

法人数	3,106千法人
申告件数	2,896千件
申告割合	91.2%
黒字申告割合	34.2%
申告所得金額	707,677億円
申告欠損金額	137,101億円
申告税額	124,730億円

※ 法人数は、平成30年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(平成29年度)

区 分	納 付	還 付
個 人	1,123千件	38千件
法 人	1,862千件	142千件
合 計	2,986千件	180千件
税 額	164,405億円	41,189億円

【酒類の生産状況・課税状況】

(平成29年度)

区 分	生産量	課税額
清酒	千kl 411	百万円 60,173
合成清酒	29	2,907
連続式蒸留焼酎	352	78,977
単式蒸留焼酎	468	110,958
みりん	91	2,035
ビール	2,684	570,589
果実酒	102	9,472
甘味果実酒	4	529
ウイスキー	128	45,024
ブランデー	4	1,570
発泡酒	502	92,638
原料用アルコール・スピリッツ	638	52,158
リキュール	2,065	167,072
その他の醸造酒 粉末酒・雑酒	444	35,806
合 計	7,922	1,229,907

調 査 状 況

【申告所得税の実地調査状況】

(平成29事務年度)

件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額	追徴税額
		1件当たり	1件当たり
千件 73	千件 60	億円 5,894	万円 808
		億円 947	万円 130

【源泉所得税の実地調査状況】

(平成29事務年度)

件 数	非違件数	追徴税額
千件 116	千件 36	億円 304

※ 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(平成29事務年度)

区 分	件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額	追徴 税額
			1件当たり	
法人全体	千件 98	千件 73	億円 9,996	万円 1,024
調査課 所管法人	3	2	4,726	18,621
				822

【消費税の実地調査状況】

(平成29事務年度)

区 分	件 数	申告漏れの あった件数	追徴税額
			1件当たり
個 人	千件 38	千件 31	億円 273
法 人	94	55	748
			80

【相続税の実地調査状況】

(平成29事務年度)

件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格	追徴税額
		1件当たり	1件当たり
千件 13	千件 11	億円 3,523	万円 2,801
		億円 783	万円 623

【法定資料収集枚数】

(平成29事務年度)

法定資料名	収集枚数
給与所得の源泉徴収票	千枚 21,362
利子等の支払調書	10,557
配当等の支払調書	73,650
その他	257,822
合 計	363,391

国税庁について

納税者サービスの充実と
行政効率化のための取組

適正・公平な課税・
徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の
適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

国際課税

【海外取引の把握状況】

(平成29事務年度)

海外取引法人等調査件数	16,466件
海外取引等に係る申告漏れ件数	4,500件
うち海外不正計算のあった件数	696件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	3,670億円
うち海外不正所得金額	206億円

【移転価格課税の状況】

(平成29事務年度)

申告漏れ件数	178件
申告漏れ所得金額	435億円

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成29事務年度)

申出件数	126件
処理件数	114件

滞納状況

【主要税目別の租税滞納状況】

(平成29年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
所得税	億円 4,111	億円 1,517	億円 1,780	億円 3,848
うち 源泉所得税	1,437	341	473	1,305
うち 申告所得税	2,674	1,176	1,307	2,543
法人税	981	653	721	913
相続税	752	314	357	708
消費税	外 788 3,100	外 978 3,633	外 989 3,706	外 777 3,028
その他税目	26	38	30	34
合 計	外 788 8,971	外 978 6,155	外 989 6,595	外 777 8,531

※1 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。

※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

査察

【査察調査の状況】

(平成30年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
件	件	件	億円	1件当たり 百万円	億円	1件当たり 百万円
166	182	121	140	77	112	92

【告発事件の税目別状況】

(平成30年度)

税 目	件 数	脱税額(総額)	
	件	百万円	1件当たり 百万円
所得税	14	1,268	91
法人税	55	4,470	81
相続税	1	241	241
消費税	41	3,894	95
源泉所得税	10	1,303	130
合 計	121	11,176	92

権 利 救 済

【再調査の請求の状況】

(平成29年度)

区 分	再調査請求 申立件数	新規申立件数①	処理済件数②		請求認容件数③		
					全 部	一 部	割合③／②
課税関係	件 2,124	件 1,650	件 1,553	205	32	件 173	% 13.2
徴収関係	200	164	173	8	8	0	4.6
合 計	2,324	1,814	1,726	213	40	173	12.3

※ 1 平成26年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28年4月から施行されています。

※ 2 件数には、「異議申立て」の件数が含まれます。

【審査請求の状況】

(平成29年度)

区 分	審査請求件数	新規請求件数①	処理済件数②		請求認容件数③		
					全 部	一 部	割合③／②
課税関係	件 4,669	件 2,818	件 2,295	189	42	件 147	% 8.2
徴収関係	220	135	180	13	12	1	7.2
合 計	4,889	2,953	2,475	202	54	148	8.2

【訴訟事件の状況】

(平成29年度)

区 分	訴訟件数	第一審提起件数①	終結件数②		敗訴件数③		
					全 部	一 部	割合③／②
課税関係	件 317	件 82	件 150	19	11	件 8	% 12.7
徴収関係	88	25	57	2	—	2	3.5
審判所関係	4	1	3	—	—	—	—
合 計	409	108	210	21	11	10	10.0

※ 訴訟事件の件数は、審級別合計の件数です。

税 務 相 談

【相談の多い項目上位5位】

〔電話相談センター〕

(平成30年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
1	所得税	申告義務・手続等	千件 583
2	所得税	年末調整	308
3	所得税	医療費控除	269
4	所得税	住宅借入金等特別控除	244
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	193

〔タックスアンサー〕

(平成30年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
1	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	千件 2,033
2	所得税	所得税の税率	1,770
3	所得税	給与所得控除	1,107
4	所得税	住宅を新築又は新築住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)	1,051
5	印紙税	印紙税額の一覧表(その1)第1号文書から第4号文書まで	998

【電話相談センターの税目別相談件数】

(平成30年度)

税 目	件 数
所得税	千件 2,878
法人税	202
資産税	954
消費税等	311
その他	1,097
合 計	5,443

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

国税庁レポート 2019

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



2019年6月発行

編集・発行 国税庁

(法人番号 7000012050002)

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>



詳しい情報はe-Taxホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手續などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。